

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(2025年9月 第2回訂正分)

株式会社ムービン・ストラテジック・キャリア

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売出価格等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2025年9月26日に関東財務局長に提出し、2025年9月27日にその届出の効力は生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2025年9月4日付をもって提出した有価証券届出書及び2025年9月18日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集50,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し2,278,700株（引受人の買取引受による売出し1,975,000株・オーバーアロットメントによる売出し303,700株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、2025年9月26日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には____罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 「第1 募集要項」に記載の募集（以下、「本募集」という。）並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出し303,700株を追加的に行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項」の「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

2025年9月26日（以下、「発行価格等決定日」という。）に決定された引受価額（1,913.60円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（2,080円）で募集を行います。

引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）の定める有価証券上場規程施行規則第246条の規定に定めるブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定された価格で行います。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「50,875,000」を「47,840,000」に訂正。

「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「50,875,000」を「47,840,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

（注）4．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

（注）5．の全文削除

3 【募集の条件】

（2）【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価格（円）」の欄：「未定（注）1」を「2,080」に訂正。

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）1」を「1,913.60」に訂正。

「資本組入額（円）」の欄：「未定（注）3」を「956.80」に訂正。

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）4」を「1株につき2,080」に訂正。

<欄外注記の訂正>

（注）1．発行価格はブックビルディング方式によって決定いたしました。

公募増資等の価格の決定にあたりましては、1,990円以上2,080円以下の仮条件に基づいて、ブックビルディングを実施いたしました。当該ブックビルディングにおきましては、募集株式数50,000株、引受人の買取引による売出し株式数1,975,000株及びオーバーアロットメントによる売出し株式数上限303,700株（以下総称して「公開株式数」という。）を目的に需要の申告を受け付けました。

当該需要申告においては、

①申告された総需要株式数が、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

②申告された総需要件数が多岐にわたっていたこと。

③申告された需要の相当数が仮条件の上限価格であったこと。

が特徴として見られ、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における市場評価および上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1株につき2,080円と決定いたしました。

なお、引受価額は1株につき1,913.60円と決定いたしました。

2．前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価額（1,691.50円）と発行価格等決定日に決定した発行価格（2,080円）及び引受価額（1,913.60円）とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3．2025年9月4日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、発行価格等決定日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、2025年9月26日に資本組入額（資本金に組入れる額）を 1株につき956.80円に決定いたしました。

4．申込証拠金には、利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額（1株につき1,913.60円）は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

7．販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針です。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

（注）8．の全文削除

4 【株式の引受け】

＜欄内の数値の訂正＞

「引受けの条件」の欄：

2. 引受人は新株式払込金として、2025年10月3日までに払込取扱場所へ引受価額と同額（1株につき1,913.60円）を払込むことといたします。
3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額（1株につき166.40円）の総額は引受人の手取金となります。

＜欄外注記の訂正＞

（注） 上記引受人と2025年9月26日に元引受契約を締結いたしました。ただし、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

5 【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

＜欄内の数値の訂正＞

「払込金額の総額（円）」の欄：「101,750,000」を「95,680,000」に訂正。

「差引手取概算額（円）」の欄：「97,750,000」を「91,680,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

（注） 1. 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、2025年9月18日開催の取締役会で決定された会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。

（2）【手取金の使途】

上記の手取概算額91,680千円については、「1 新規発行株式」の（注）4に記載の第三者割当増資の手取概算額578,160千円と合わせた手取概算額合計669,840千円を、以下の使途に充当する予定であります。

当社が属する人材紹介業界においては、キャリアアドバイザーの数の増加が売上拡大に直結することから、継続的かつ多くの優秀な人材の確保が重要であると捉えております。そのため、調達した資金については、今後のキャリアアドバイザー等の新規採用費及び当該採用により増加を見込む人件費に充当する方針であります。

具体的には、キャリアアドバイザー等の採用費及び人件費として669,840千円（2025年12月期：16,637千円、2026年12月期：289,557千円、2027年12月期：363,646千円）を充当する予定であり、採用に要した人材紹介会社への紹介手数料や当該採用により増加するキャリアアドバイザーの人件費に充当する方針であります。

新規採用したキャリアアドバイザーが安定して収益獲得に寄与するまで一定の期間を要しますが、優秀な人材の増加は売上拡張に直結すると考えております。

なお、上記手取金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

発行価格等決定日（2025年9月26日）に決定された引受価額（1,913.60円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格2,080円）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「4,019,125,000」を「4,108,000,000」に訂正。

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「4,019,125,000」を「4,108,000,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出し303,700株を追加的に行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 4. 5. の全文削除及び6. 7. の番号変更

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1（注）2」を「2,080」に訂正。

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）2」を「1,913.60」に訂正。

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）2」を「1株につき2,080」に訂正。

「元引受契約の内容」の欄：「未定（注）3」を「（注）3」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

3. 元引受契約の内容

各金融商品取引業者の引受株数	大和証券株式会社	1,671,800株
	みずほ証券株式会社	202,500株
	楽天証券株式会社	30,300株
	株式会社SBI証券	20,200株
	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	20,200株
	岩井コスモ証券株式会社	4,000株
	岡三証券株式会社	4,000株
	東海東京証券株式会社	4,000株
	松井証券株式会社	4,000株
	マネックス証券株式会社	4,000株
	あかつき証券株式会社	2,000株
	極東証券株式会社	2,000株
	東洋証券株式会社	2,000株
	丸三証券株式会社	2,000株
	水戸証券株式会社	2,000株

引受人が全株買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額（1株につき166.40円）の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と発行価格等決定日に元引受契約を締結いたしました。ただし、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「618,029,500」を「631,696,000」に訂正。

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「618,029,500」を「631,696,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果行われる大和証券株式会社による売出しです。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2に記載した振替機関と同一です。

（注）5. の全文削除及び6. の番号変更

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1」を「2,080」に訂正。

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）1」を「1株につき2,080」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 売出価格、申込期間及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格、申込期間及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には利息をつけません。

2. 売出しに必要な条件については、2025年9月26日において決定いたしました。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式です。これに関連して、当社は、2025年9月4日及び2025年9月18日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による募集株式発行（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式303,700株
募集株式の払込金額	1株につき1,691.50円
割当価格	「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。 <u>(注)</u>
払込期日	2025年11月6日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都港区新橋四丁目3番1号 株式会社三菱UFJ銀行 新橋支店

(注) 割当価格は、2025年9月26日に1,913.60円で決定いたしました。

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から2025年10月31日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（**303,700株**）を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定ですので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(2025年9月 第1回訂正分)

株式会社ムービン・ストラテジック・キャリア

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2025年9月18日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2025年9月4日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集50,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し2,278,700株（引受人の買取引受による売出し1,975,000株・オーバーアロットメントによる売出し303,700株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項を、2025年9月18日開催の取締役会において決定しましたので、これらに関連する事項並びに「第一部 証券情報 第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には____線を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

- (注) 3. 「第1 募集要項」に記載の募集（以下、「本募集」という。）並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項」の「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
4. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、上記とは別に2025年9月4日開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 3. の全文削除及び 4. 5. 6. の番号変更

2 【募集の方法】

2025年9月26日（以下、「発行価格等決定日」という。）に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。

引受価額は発行価額（2025年9月18日開催の取締役会において決定された払込金額（1,691.50円）と同額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

（略）

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「49,750,000」を「50,875,000」に訂正。

「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「49,750,000」を「50,875,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

- （注）3. 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額です。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であります。発行価格等決定日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金増加額の2分の1相当額とする予定であり、仮条件（1,990円～2,080円）の平均価格（2,035円）の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額です。
5. 仮条件（1,990円～2,080円）の平均価格（2,035円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は101,750,000円となります。

3 【募集の条件】

（2）【ブックビルディング方式】

＜欄内の数値の訂正＞

「発行価額（円）」の欄：「未定（注）2」を「1,691.50」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

- （注）1. 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。
仮条件は、1,990円以上2,080円以下の価格といたします。
当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。
当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、発行価格等決定日（2025年9月26日）に発行価格及び引受価額を決定する予定です。
需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定です。
2. 前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価額（1,691.50円）と発行価格等決定日に決定する予定の発行価格及び引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
8. 引受価額が発行価額（1,691.50円）を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

4 【株式の引受け】

＜欄外注記の訂正＞

- （注） 上記引受人と発行価格等決定日（2025年9月26日）に元引受契約を締結する予定です。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

（注）1. の全文及び2. の番号削除

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額（円）」の欄：「99,500,000」を「101,750,000」に訂正。

「差引手取概算額（円）」の欄：「95,500,000」を「97,750,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 1. 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、仮条件（1,990円～2,080円）の平均価格（2,035円）を基礎として算出した見込額です。2025年9月18日開催の取締役会で決定された会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額97,750千円については、「1 新規発行株式」の（注）4に記載の第三者割当増資の手取概算額615,029千円と合わせた手取概算額合計712,779千円を、以下の使途に充当する予定であります。

当社が属する人材紹介業界においては、キャリアアドバイザーの数の増加が売上拡大に直結することから、継続的かつ多くの優秀な人材の確保が重要であると捉えております。そのため、調達した資金については、今後のキャリアアドバイザー等の新規採用費及び当該採用により増加を見込む人件費に充当する方針であります。

具体的には、キャリアアドバイザー等の採用費及び人件費として712,779千円（2025年12月期：16,637千円、2026年12月期：289,557千円、2027年12月期：406,585千円）を充当する予定であり、採用に要した人材紹介会社への紹介手数料や当該採用により増加するキャリアアドバイザーの人件費に充当する方針であります。

新規採用したキャリアアドバイザーが安定して収益獲得に寄与するまで一定の期間を要しますが、優秀な人材の増加は売上拡張に直結すると考えております。

なお、上記手取金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「3,930,250,000」を「4,019,125,000」に訂正。

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「3,930,250,000」を「4,019,125,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 4. 売出価額の総額は、仮条件（1,990円～2,080円）の平均価格（2,035円）で算出した見込額です。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の記載の訂正>

「引受人の住所及び氏名又は名称」の欄：

「東京都中央区日本橋一丁目17番6号 岡三証券株式会社」を「東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号 岡三証券株式会社」に訂正。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「604,363,000」を「618,029,500」に訂正。

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「604,363,000」を「618,029,500」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 5. 売出価額の総額は、仮条件（1,990円～2,080円）の平均価格（2,035円）で算出した見込額です。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

２．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式です。これに関連して、当社は、2025年9月4日及び2025年9月18日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による募集株式発行（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式303,700株
募集株式の払込金額	1株につき1,691.50円
割当価格	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）
払込期日	2025年11月6日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都港区新橋四丁目3番1号 株式会社三菱UFJ銀行 新橋支店

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から2025年10月31日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定ですので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

2025年9月



株式会社ムービン・ストラテジック・キャリア

- 1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式84,575千円(見込額)の募集及び株式3,930,250千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式604,363千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2025年9月4日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

- 2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書



株式会社ムービン・ストラテジック・キャリア

東京都港区赤坂九丁目7番1号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

01 事業概要

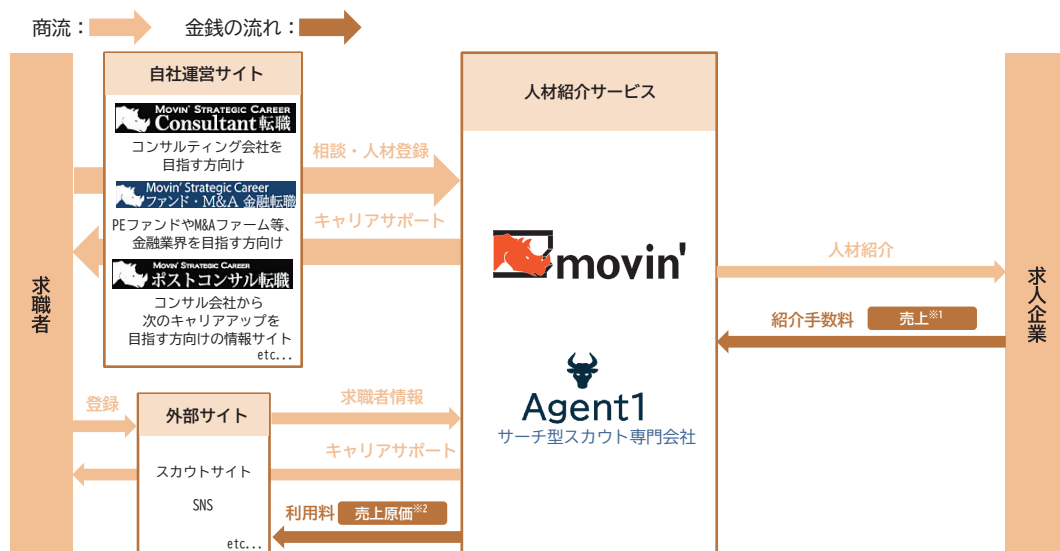
当社グループはコンサルティングファームをはじめとしたプロフェッショナルファームへの正社員採用サービスを提供しており、特に経営コンサルタントの採用支援に強みを持っております。当社は創業以来、約25年にわたるコンサルティングファームの採用支援実績を有し、日系/外資系、大手/新興系問わず幅広いコンサルティングファームの採用支援実績があります。

人材紹介サービスは、コンサルティングファームを始めとした求人企業に対して正社員の候補者を紹介し、その候補者が企業に入社された時点で、成功報酬としての紹介手数料を当該求人企業に請求しております。当社のキャリアアドバイザーが、求人企業より求人の詳細を獲得し、その求人条件に合致する人材を自社にて保有する登録者データベース（もしくは外部のスカウトサイト）よりマッチングをしております。

転職を希望する登録者には、当社のキャリアアドバイザーが面談を実施し、希望職種等の今後のキャリア相談、転職の意向確認、及び登録者のキャリア希望に合致する求人をご紹介し、当該登録者の許可を得た上で、求人掲載企業へ履歴書、職務経歴書等の情報を送付、その後の採用面接から入社に至るまでのサポート・アドバイスは勿論、入社後の登録者の企業定着を目的として、一定期間のアフターフォローを実施しております。

当社のキャリアアドバイザーは、登録者起点でのサービス提供を心掛けており、一度きりの転職支援に留まらず、その後のキャリアパスも踏まえて転職支援後も継続的なフォローアップ・情報提供を行うことを心掛けております。職業人生における一生涯のキャリアパートナーとして、登録者の中長期的なキャリア形成を支援することで、数年毎に当社のサービスを利用するリピーターを獲得しております。

事業系統図

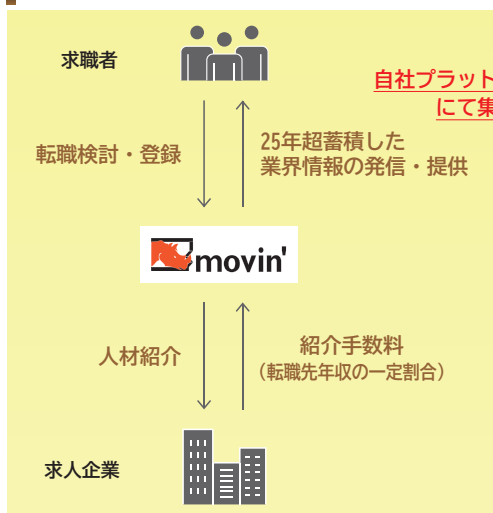


※1 当社グループが紹介した求職者が求人企業に転職した場合、当該求職者の転職後の年収に一定割合を乗じたものが紹介手数料となります。

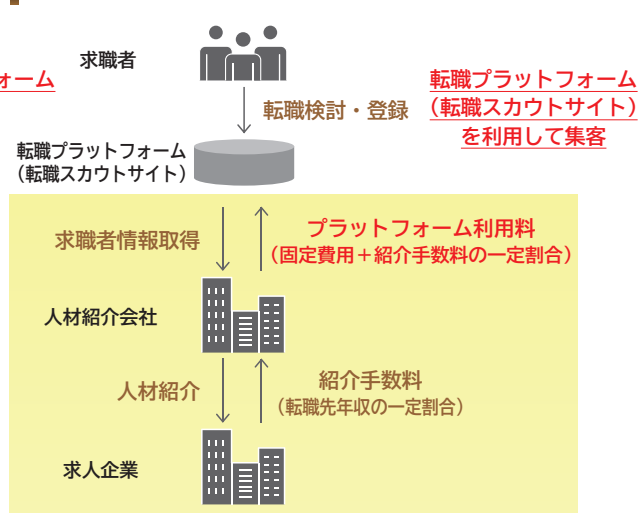
※2 外部データベースから獲得した求職者が当社グループの紹介により転職した場合、当社が求人企業から得る紹介手数料の一定割合をデータベース利用料として支払います。

また、ハイエンド人材の集客から人材紹介までを一気通貫で実施しており、バリューチェーン上の収益機会を外部流出させずに全てを自社完結させる高収益なビジネスモデルとなっております。

当社の主要ビジネスモデル



プラットフォーム利用人材紹介会社のビジネスモデル



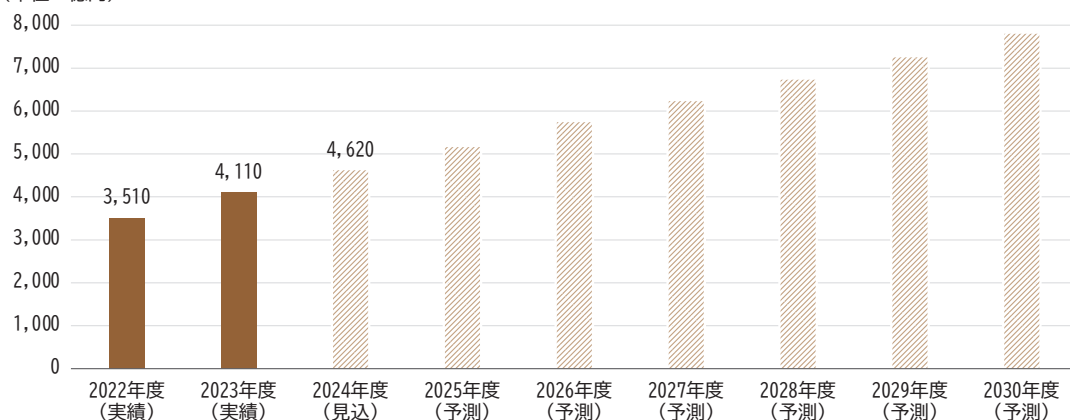
02 市場環境

日本における人的資本をめぐる動きとして、2022年5月に経済産業省より「人的資本経営の実現に向けた検討会報告書～人材版伊藤レポート2.0～」が公表され、また、同年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022 新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～」(骨太方針2022)が内閣府より公表されました。このような状況下、当社グループは社会の課題解決と新しい価値やイノベーションの創出に向けた「人的資本」の重要性が高まっていると考えております。

また、当社グループが展開する事業の市場規模に関して、人材紹介に係る市場については、株式会社矢野経済研究所「2024年版 人材ビジネスの現状と展望PART1 総合人材サービス編」によると、人材紹介業市場規模は2023年度において4,110億円(前年度比17.1%増)、2024年度において4,620億円(前年度比12.4%増)を見込んでおり、構造的な人手不足を背景に、人材需要と雇用の流動化の高まりから2024年度以降も市場規模は拡大が継続していくことが見込まれております。

国内ホワイトカラー人材紹介市場規模

(単位: 億円)



出所: 矢野経済研究所「2024年版 人材ビジネスの現状と展望PART1 総合人材サービス編」

03 事業の特徴

① ハイエンド人材特化の転職プラットフォームで自社集客

当社は約25年間のコンサルティング業界をはじめとしたプロフェッショナルファームへの転職支援を通じて、ハイエンド人材とのネットワーク構築に尽力してまいりました。現在当社のデータベースには累計で約10.5万人（2025年6月末現在）が登録されており、これらの登録者に対してCRM（注）ツールを活用し定期的なコミュニケーションを図るとともに、適時に効果的なキャリアプランの提案を行っております。

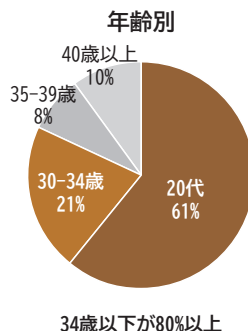
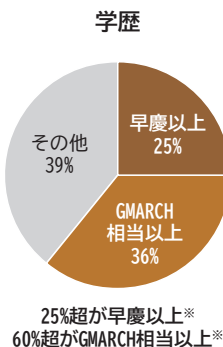
当社はホームページや書籍等を通じてコンサルティング業界の情報を発信し続けており、本書提出日時点において当社ホームページの総ページ数は23,500ページ超の豊富なコンテンツ量となっております。これらの活動が評価され、コンサルティング業界に関心を持った多数の求職者が当社ホームページを訪れており、当連結会計年度においては自社のホームページ経由で5,800人以上の新規転職相談登録があり、自社メディアを通じて求職者の集客ができていたことが、当社の最大の強みとなり、当社では長年の転職支援実績により培ったブランド力、SEO対策等を通じて広告宣伝費用を掛けずに20代～30代の若手ハイキャリア人材の効率的・安定的な集客を実現できております。近年では、YouTubeや書籍出版等新規チャネル開拓にも取り組み、新規求職者獲得の増加に寄与しております。

（注）Customer Relationship Managementの略。当社では、顧客の情報を正確に把握し、当該情報をベースに顧客との良好な関係維持・向上を目的としてSalesforce社のツールを利用しております。

当社が運営する自社サイトの一例



2024年度自社サイト登録者の属性



※早慶以上とは、東京大学、京都大学、一橋大学、東京科学大学、早稲田大学、慶応義塾大学を指します。

※GMARCH相当以上とは、GMARCH（学習院大学、明治大学、青山学院大学、立教大学、中央大学、法政大学）、東京大学及び京都大学を除く旧帝国大学（北海道大学、東北大学、名古屋大学、大阪大学、九州大学）、上智大学、津田塾大学、国際基督教大学、東京理科大学、関西大学、関西学院大学、同志社大学、立命館大学、並びに旧帝国大学以外の国公立大学を指します。

当社の強み

1 歴史の長さ

2000年の設立から積み上げた約25年の歴史

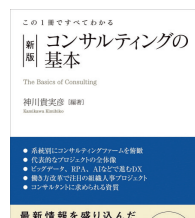
2. 広告宣伝費用を掛けない自社集客力

自社データベース累計登録者数：約10.5万人※

3. 圧倒的なコンテンツ量

HP総ページ数：23,500ページ超※

4. 多様な集客チャンネル

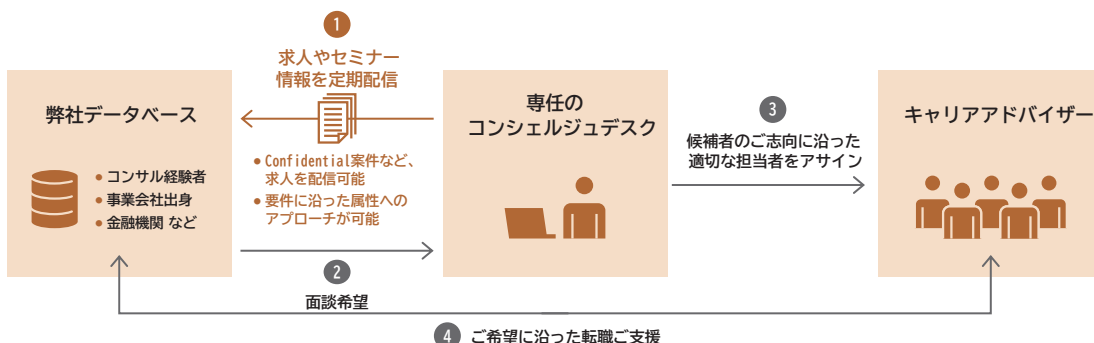


※2025年6月末時点

② 自社データベースの更なる活用

当社転職支援サービスは一度きりの転職支援に留まらず職業人生における一生涯のキャリアパートナーとして、転職希望者の中長期的なキャリア形成を支援することで、当社サービスを利用して転職を行った人材が次なるキャリアパスを求めて、再度当社のサービスを利用するといった形でリピーターを獲得しております。かかる取り組みをより効果的に推進するためには、自社データベースをより効果的に活用するための投資と仕組み作りが必要不可欠と認識しております。具体的には、2023年12月期より顧客データベースマーケティングチームを立上げ、当該チームを起点として最大の資産である約10.5万人（2025年6月末現在）の自社データベース累計登録者に対して継続的に求人情報やセミナー情報等を定期配信することにより潜在的な転職ニーズに早期対応できるよう組織的に過去のサービス利用者に対してフォローアップを行っております。

『コンシェルジュデスク』を通じた転職支援の仕組み

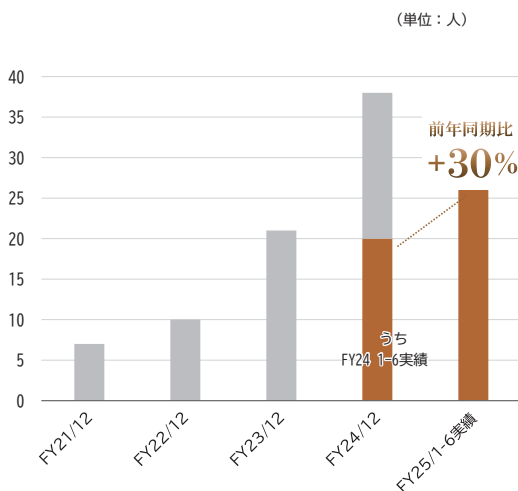


04 事業成長のための取り組み

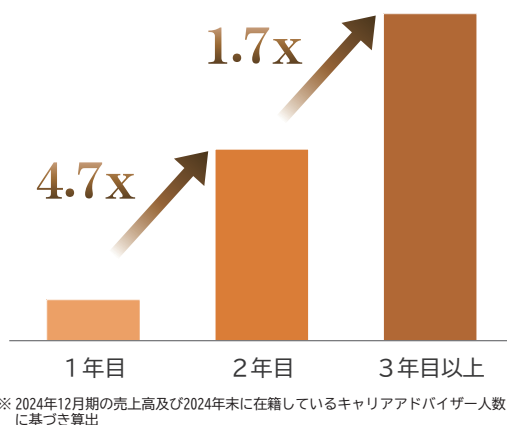
① キャリアアドバイザーの採用強化・育成

当事業を牽引する人材の確保と育成は、当社グループの成長の礎であり、さらなる事業拡大を図るうえで重要な経営課題であると認識しております。そのため、人材の採用強化及び育成を推進して生産性を高めるとともに、将来の経営を担う中核人材の育成等を進めてまいります。足元の状況としては、過年度におけるキャリアアドバイザーの新規採用人数は、2021年12月期以降、順調に人員体制の拡充を図れており、2025年12月期においても前年を上回るペースで新規採用は順調に進捗しております。また、新規採用社員は、1年目→2年目、2年目→3年目で順調に戦力として成長しており、2023年12月期及び2024年12月期のキャリアアドバイザーの採用が2025年12月期以降の売上成長に寄与することが見込まれます。

年度別キャリアアドバイザー 新規採用人数



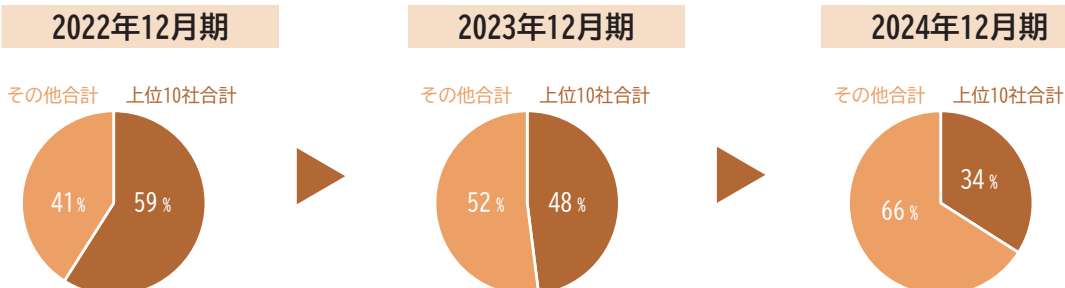
入社年数ごとの平均売上高



② 顧客ポートフォリオ入替（積極採用企業への集中）

コンサルティングファームにおける顧客の多角化並びにコンサルティングファーム以外のプロフェッショナルファーム及び事業会社向けサービスを拡大するとともに、潤沢な顧客基盤を活かし機動的に顧客企業の採用ニーズの変化に対応した営業活動を実施することにより、相対的に特定の取引先への依存度を低下させるよう努めております。なお、当社グループの売上高全体に占める売上高上位10社の割合は、2022年12月期が59%、2023年12月期が48%、2024年12月期が34%と順調に低下しており、今後も顧客企業の分散化を図っていく方針であります。

直近3年間の売上上位10社が占める割合



05 業績等の推移

(1) 連結経営指標等

回次		第24期	第25期	第26期 中間連結会計期間
決算年月		2023年12月	2024年12月	2025年6月
売上高	(千円)	2,323,483	2,387,925	1,798,620
経常利益	(千円)	511,567	864,128	968,256
親会社株主に帰属する当期（中間）純利益	(千円)	335,818	575,761	633,164
包括利益又は中間包括利益	(千円)	335,638	575,540	637,708
純資産額	(千円)	1,309,748	1,875,689	2,513,398
総資産額	(千円)	1,724,142	2,467,492	3,144,673
1株当たり純資産額	(円)	161.48	233.00	—
1株当たり当期（中間）純利益	(円)	41.72	71.52	78.65
潜在株式調整後1株当たり当期（中間）純利益	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	75.4	76.0	79.9
自己資本利益率	(%)	25.8	36.2	—
株価収益率	(倍)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	250,219	678,936	678,604
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△244,250	△13,135	△66,234
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	10,000	△9,599	—
現金及び現金同等物の期末（中間期末）残高	(千円)	1,202,992	1,859,193	2,471,564
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	(名)	51 〔—〕	85 〔—〕	— 〔—〕

- (注) 1. 第24期より連結財務諸表を作成しているため、第24期の自己資本利益率は期末自己資本に基づいて計算しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期（中間）純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
3. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
4. 当社は2025年6月24日開催の取締役会決議により、2025年6月24日付で普通株式1株につき普通株式35,000株の割合で株式分割を行っております。第24期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期（中間）純利益を算定しております。
5. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー含む。）は年間の平均人員を〔〕にて外数で記載しております。
6. 前連結会計年度（第24期）及び当連結会計年度（第25期）の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人東海会計社により監査を受けております。また、第26期中間連結会計期間の中間連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人東海会計社により監査を受けております。

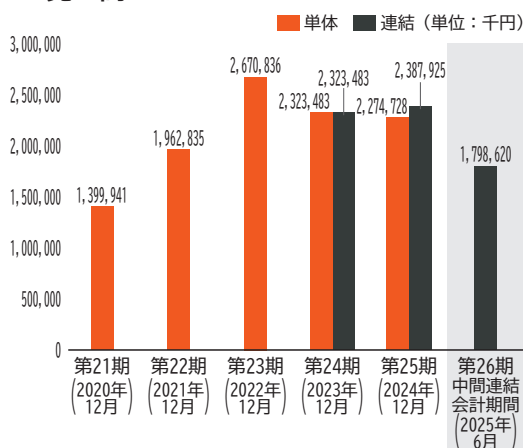
(2) 提出会社の経営指標等

回次		第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月		2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月
売上高	(千円)	1,399,941	1,962,835	2,670,836	2,323,483	2,274,728
経常利益	(千円)	120,433	181,104	406,036	513,406	770,555
当期純利益	(千円)	111,764	123,951	229,591	337,586	512,991
資本金	(千円)	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500
発行済株式総数	(株)	230	230	230	230	230
純資産額	(千円)	610,566	734,517	964,109	1,301,696	1,814,687
総資産額	(千円)	759,117	1,209,758	1,593,224	1,715,609	2,335,872
1株当たり純資産額	(円)	2,654,636.70	3,193,556.12	4,191,781.86	161.70	225.43
1株当たり配当額（1株当たり中間配当額）	(円)	—	—	—	—	—
1株当たり当期純利益	(円)	485,933.81	538,919.42	998,225.73	41.94	63.73
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	80.4	60.7	60.5	75.9	77.7
自己資本利益率	(%)	20.1	18.4	27.0	29.8	32.9
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	(名)	23 〔—〕	30 〔—〕	37 〔—〕	51 〔—〕	71 〔—〕

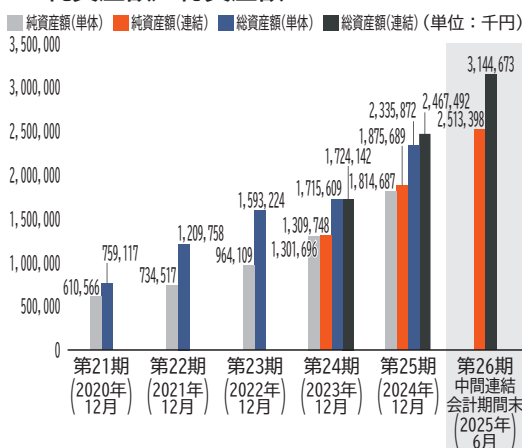
- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）等を第23期の期首から適用しており、第23期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
3. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー含む。）は年間の平均人員を〔〕にて外数で記載しております。
5. 主要な経営指標等のうち、第21期から第23期については会社計算規則（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。
6. 前事業年度（第24期）及び当事業年度（第25期）の財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人東海会計社により監査を受けております。
7. 当社は2025年6月24日開催の取締役会決議により、2025年6月24日付で普通株式1株につき普通株式35,000株の割合で株式分割を行っております。第24期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
8. 当社は2025年6月24日開催の取締役会決議により、2025年6月24日付で普通株式1株につき普通株式35,000株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第21期、第22期及び第23期の数値（1株当たり配当額についてはすべての期の数値）については、監査法人東海会計社の監査を受けておりません。

回次		第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月		2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月
1株当たり純資産額	(円)	75.85	91.24	119.77	161.70	225.43
1株当たり当期純利益	(円)	13.88	15.40	28.52	41.94	63.73
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額	(円)	—	—	—	—	—

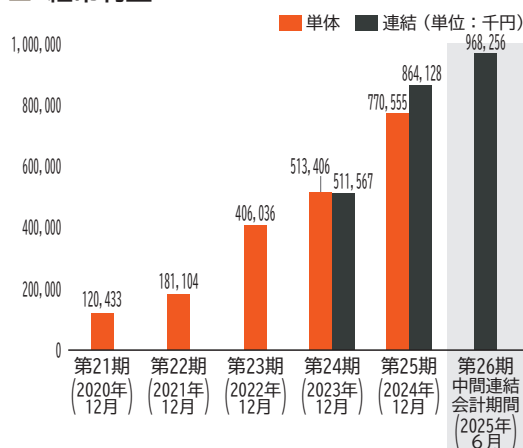
売上高



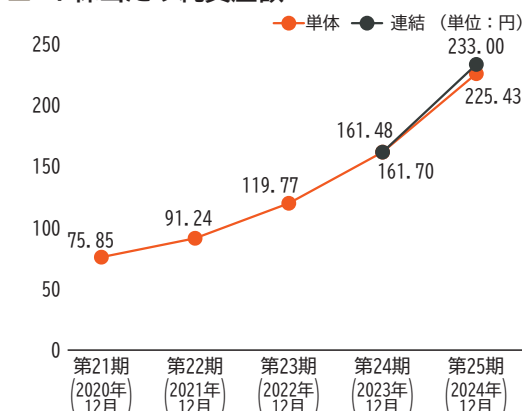
純資産額／総資産額



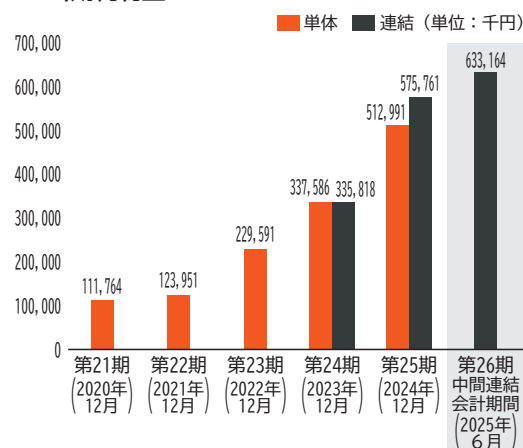
経常利益



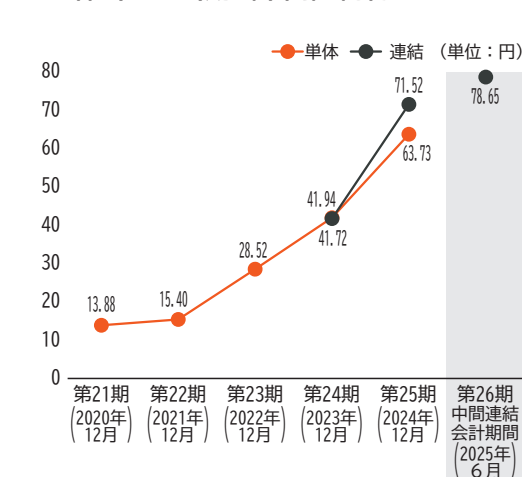
1株当たり純資産額



親会社株主に帰属する当期(中間)純利益／当期純利益



1株当たり当期(中間)純利益



(注) 当社は2025年6月24日付で普通株式1株につき普通株式35,000株の割合で株式分割を行っておりますので、第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の、1株当たり指標の推移を記載しております。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	5
第2 【売出要項】	6
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】	6
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】	6
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	8
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	9
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	10
第二部 【企業情報】	12
第1 【企業の概況】	12
1 【主要な経営指標等の推移】	12
2 【沿革】	15
3 【事業の内容】	16
4 【関係会社の状況】	19
5 【従業員の状況】	19
第2 【事業の状況】	20
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	20
2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】	24
3 【事業等のリスク】	25
4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	31
5 【経営上の重要な契約等】	36
6 【研究開発活動】	36
第3 【設備の状況】	37
1 【設備投資等の概要】	37
2 【主要な設備の状況】	37
3 【設備の新設、除却等の計画】	37

第4	【提出会社の状況】	38
1	【株式等の状況】	38
2	【自己株式の取得等の状況】	45
3	【配当政策】	45
4	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	46
第5	【経理の状況】	59
1	【連結財務諸表等】	60
2	【財務諸表等】	100
第6	【提出会社の株式事務の概要】	110
第7	【提出会社の参考情報】	111
1	【提出会社の親会社等の情報】	111
2	【その他の参考情報】	111
第四部	【株式公開情報】	112
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	112
第2	【第三者割当等の概況】	113
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	113
2	【取得者の概況】	115
3	【取得者の株式等の移動状況】	115
第3	【株主の状況】	116
監査報告書		巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2025年9月4日	
【会社名】	株式会社ムービン・ストラテジック・キャリア	
【英訳名】	Movin' Strategic Career CO., LTD.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 神川 貴実彦	
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号	
【電話番号】	03-6550-9743（代表）	
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理部長 老川 将司	
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号	
【電話番号】	03-6550-9743（代表）	
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理部長 老川 将司	
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額	
	ブックビルディング方式による募集	84,575,000円
	売出金額	
	（引受人の買取引受による売出し）	
	ブックビルディング方式による売出し	3,930,250,000円
	（オーバーアロットメントによる売出し）	
	ブックビルディング方式による売出し	604,363,000円
	（注） 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額です。	
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。	

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	50,000（注）3	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株であります。

- （注）
- 2025年9月4日開催の取締役会決議によっております。
 - 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。
名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋兜町7番1号
 - 発行数については、2025年9月18日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
 - 「第1 募集要項」に記載の募集（以下、「本募集」という。）並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項」の「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
 - オーバーアロットメントによる売出しに関連して、上記とは別に2025年9月4日開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
 - 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

2025年9月26日（以下、「発行価格等決定日」という。）に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。

引受価額は発行価額（2025年9月18日開催予定の取締役会において決定される払込金額と同額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）の定める有価証券上場規程施行規則第246条の規定に定めるブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	50,000	84,575,000	49,750,000
計（総発行株式）	50,000	84,575,000	49,750,000

- （注）
1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
 2. 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
 3. 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額です。
 4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であります。発行価格等決定日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金増加額の2分の1相当額とする予定であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,990円）の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額です。
 5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,990円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は99,500,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本 組入額 (円)	申込 株数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 2025年9月29日 (月) 至 2025年10月2日 (木)	未定 (注) 4	2025年10月3日 (金)

(注) 1. 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、2025年9月18日に仮条件を決定する予定です。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、発行価格等決定日（2025年9月26日）に発行価格及び引受価額を決定する予定です。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定です。

需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定です。

2. 2025年9月18日開催予定の取締役会において、発行価額を決定する予定です。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価額と発行価格等決定日に決定する予定の発行価格及び引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 2025年9月4日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、発行価格等決定日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、2025年9月26日に資本組入額（資本金に組入れる額）を決定する予定です。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2025年10月6日（月）（以下、「上場（売買開始）日」という。）の予定です。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 申込みに先立ち、2025年9月19日（金）から2025年9月25日（木）までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能です。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針です。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が発行価額を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 新橋支店	東京都港区新橋四丁目3番1号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	50,000	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2025年10月3日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	50,000	—

(注) 1. 引受株式数は、2025年9月18日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

2. 上記引受人と発行価格等決定日(2025年9月26日)に元引受契約を締結する予定です。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
99,500,000	4,000,000	95,500,000

(注) 1. 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,990円)を基礎として算出した見込額です。2025年9月18日開催予定の取締役会で決定される会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)は含まれておりません。

3. 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものです。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額95,500千円については、「1 新規発行株式」の(注)5に記載の第三者割当増資の手取概算額601,363千円と合わせた手取概算額合計696,863千円を、以下の使途に充当する予定であります。

当社が属する人材紹介業界においては、キャリアアドバイザーの数の増加が売上拡大に直結することから、継続的かつ多くの優秀な人材の確保が重要であると捉えております。そのため、調達した資金については、今後のキャリアアドバイザー等の新規採用費及び当該採用により増加を見込む人件費に充当する方針であります。

具体的には、キャリアアドバイザー等の採用費及び人件費として696,863千円(2025年12月期:16,637千円、2026年12月期:289,557千円、2027年12月期:390,669千円)を充当する予定であり、採用に要した人材紹介会社への紹介手数料や当該採用により増加するキャリアアドバイザーの人件費に充当する方針であります。

新規採用したキャリアアドバイザーが安定して収益獲得に寄与するまで一定の期間を要しますが、優秀な人材の増加は売上拡張に直結すると考えております。

なお、上記手取金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

発行価格等決定日（2025年9月26日）に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
	ブックビルディング方式	1,975,000	3,930,250,000	東京都港区 神川 貴実彦 1,100,000株
				神奈川県鎌倉市 神川 宏子 700,000株
				Luzern, Switzerland 神川 芽伊 140,000株
				神奈川県鎌倉市 神川 志悠 35,000株
計（総売出株式）	—	1,975,000	3,930,250,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 2に記載した振替機関と同一です。
3. 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
4. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,990円）で算出した見込額です。
5. 売出数等については、今後変更される可能性があります。
6. 本募集及び引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売価額 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込 株数単位 (株)	申込 証金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受 契約 の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 2025年 9月29日 (月) 至 2025年 10月2日 (木)	100	未定 (注) 2	引受人及びそ の委託販売先 金融商品取引 業者の本支店 及び営業所	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 東京都港区南青山二丁目6番21号 楽天証券株式会社 東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券 東京都千代田区大手町一丁目9番2号 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号 岩井コスモ証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目17番6号 岡三証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号 東海東京証券株式会社 東京都千代田区麹町一丁目4番地 松井証券株式会社 東京都港区赤坂一丁目12番32号 マネックス証券株式会社 東京都中央区日本橋小舟町8番1号 あかつき証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号 極東証券株式会社 東京都中央区八丁堀四丁目7番1号 東洋証券株式会社 東京都千代田区麹町三丁目3番6 丸三証券株式会社 東京都文京区小石川一丁目1番1号 水戸証券株式会社	未定 (注) 3

(注) 1. 売価額の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様です。

2. 売価額、引受価額及び申込証金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証金には、利息をつけません。

3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、発行価格等決定日（2025年9月26日）に決定いたします。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と発行価格等決定日に元引受契約を締結する予定です。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。
5. 株式受渡期日は、当社普通株式の取引所への上場（売買開始）日（2025年10月6日（月））として、同日より売買を行うことができます。取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であります。当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件（2）ブックビルディング方式」の（注）7に記載した販売方針と同様です。
8. 引受人は、引受人の買取引受による売出しにかかる引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針です。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
	ブックビルディング方式	303,700	604,363,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社 303,700株
計（総売出株式）	—	303,700	604,363,000	—

- （注）1. オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券株式会社による売出しです。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、2025年10月6日から2025年10月31日までの期間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,990円）で算出した見込額です。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2に記載した振替機関と同一です。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込 株数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注) 1	自 2025年 9月29日(月) 至 2025年 10月2日(木)	100	未定 (注) 1	大和証券株式会社及び その委託販売先金融商 品取引業者の本支店及 び営業所	—	—

- (注) 1. 売出価格、申込期間及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格、申込期間及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には利息をつけません。
2. 売出しに必要な条件については、発行価格等決定日（2025年9月26日）において決定する予定です。
3. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日（2025年10月6日（月））と同一といたします。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であります。当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
4. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
5. 大和証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の（注）7に記載した販売方針と同様です。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所グロースへの上場について

当社普通株式は、「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含め、大和証券株式会社を主幹事会社（以下、「主幹事会社」という。）として、2025年10月6日に東京証券取引所グロースへ上場される予定です。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式です。これに関連して、当社は、2025年9月4日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による募集株式発行（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式303,700株
募集株式の払込金額	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。）
割当価格	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）
払込期日	2025年11月6日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都港区新橋四丁目3番1号 株式会社三菱UFJ銀行 新橋支店

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から2025年10月31日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定ですので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である神川貴実彦、売出人である神川宏子、神川芽伊及び神川志悠、当社の株主である株式会社リオディオス、並びに当社の新株予約権者である西田和雅は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後180日目の日（2026年4月3日）までの期間（以下、「ロックアップ期間」という。）、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、グリーンシュエオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること等を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、グリーンシュエオプション、株式分割及びストックオプション又は譲渡制限付株式報酬（ロックアップ期間中に行使又は譲渡されないものであり、かつロックアップ期間中における発行等の累計による潜在株式ベースの希薄化率が1%を超えないものに限る）にかかわる発行等を除く。）、自己株式の取得を行わない旨合意しております。

ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

第二部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第24期	第25期
決算年月	2023年12月	2024年12月
売上高 (千円)	2,323,483	2,387,925
経常利益 (千円)	511,567	864,128
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	335,818	575,761
包括利益 (千円)	335,638	575,540
純資産額 (千円)	1,309,748	1,875,689
総資産額 (千円)	1,724,142	2,467,492
1株当たり純資産額 (円)	161.48	233.00
1株当たり当期純利益 (円)	41.72	71.52
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	75.4	76.0
自己資本利益率 (%)	25.8	36.2
株価収益率 (倍)	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	250,219	678,936
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△244,250	△13,135
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	10,000	△9,599
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	1,202,992	1,859,193
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	51 〔—〕	85 〔—〕

- (注) 1. 第24期より連結財務諸表を作成しているため、第24期の自己資本利益率は期末自己資本に基づいて計算しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
3. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
4. 当社は2025年6月24日開催の取締役会決議により、2025年6月24日付で普通株式1株につき普通株式35,000株の割合で株式分割を行っております。第24期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
5. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー含む。）は年間の平均人員を〔 〕にて外数で記載しております。
6. 前連結会計年度（第24期）及び当連結会計年度（第25期）の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人東海会計社により監査を受けております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月	2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月
売上高 (千円)	1,399,941	1,962,835	2,670,836	2,323,483	2,274,728
経常利益 (千円)	120,433	181,104	406,036	513,406	770,555
当期純利益 (千円)	111,764	123,951	229,591	337,586	512,991
資本金 (千円)	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500
発行済株式総数 (株)	230	230	230	230	230
純資産額 (千円)	610,566	734,517	964,109	1,301,696	1,814,687
総資産額 (千円)	759,117	1,209,758	1,593,224	1,715,609	2,335,872
1株当たり純資産額 (円)	2,654,636.70	3,193,556.12	4,191,781.86	161.70	225.43
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	—	—	—	—	—
1株当たり当期純利益 (円)	485,933.81	538,919.42	998,225.73	41.94	63.73
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	80.4	60.7	60.5	75.9	77.7
自己資本利益率 (%)	20.1	18.4	27.0	29.8	32.9
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	23 〔—〕	30 〔—〕	37 〔—〕	51 〔—〕	71 〔—〕

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第23期の期首から適用しており、第23期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
3. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー含む。)は年間の平均人員を〔 〕にて外数で記載しております。
5. 主要な経営指標等のうち、第21期から第23期については会社計算規則(平成18年財務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。
6. 前事業年度(第24期)及び当事業年度(第25期)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人東海会計社により監査を受けております。
7. 当社は2025年6月24日開催の取締役会決議により、2025年6月24日付で普通株式1株につき普通株式35,000株の割合で株式分割を行っております。第24期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

8. 当社は2025年6月24日開催の取締役会決議により、2025年6月24日付で普通株式1株につき普通株式35,000株の割合で株式分割を行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人（現日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第21期、第22期及び第23期の数値（1株当たり配当額についてはすべての期の数値）については、監査法人東海会計社の監査を受けておりません。

回次	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月	2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月
1株当たり純資産額 (円)	75.85	91.24	119.77	161.70	225.43
1株当たり当期純利益 (円)	13.88	15.40	28.52	41.94	63.73
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—

2 【沿革】

当社は、コンサルティングファームをはじめとしたプロフェッショナルファームへの転職支援を行う有料職業紹介事業を営んでおります。当該事業を運営するにあたっては求職者の集客が重要であり、当社グループでは「Consultant転職」や「金融転職」等の転職支援サイトを運営し、戦略コンサルティング業界をはじめ、FAS（Financial Advisory Service）、ITコンサルティング業界、PE（Private Equity）ファンド、大手日系事業会社等各種業界の情報を発信し続けることで求職者の集客を行っております。これら情報発信の結果として業界に関心を持った多数の求職者が当社グループのサイトを訪れ、多くの新規転職相談登録を獲得できております。

当社は、株式会社ムービン（現：株式会社リオディオス）の100%子会社として設立され、株式会社リオディオスがHP等を通じてコンサルティング業界に関心のある人材を集客し、集客した人材を収益化する手段の一つとして当社が有料職業紹介事業を行うという位置づけで設立されたものとなります。当社が運営する転職支援サイトについては、本書提出日時点において当社が権利義務を保有しておりますが、2023年3月のHP事業の譲渡までの期間においては、当社の株主である株式会社リオディオスが権利義務を保有しており、当社の事業運営に際しては株式会社リオディオスとの連携性が高かったことから、当社の沿革に加えて、株式会社リオディオスの設立から当該事業譲渡に至るまでの沿革を以下に記載しております。なお、本書提出日時点において、株式会社リオディオスは代表取締役社長神川貴実彦の資産管理会社であり、当社グループと同社の間には資本関係のみで取引関係は一切ありません。

（当社）

年月	概要
2000年12月	東京都品川区に有限会社ムービン・ストラテジック・キャリア（現：株式会社ムービン・ストラテジック・キャリア）設立。
2001年3月	有限会社ムービン・ストラテジック・キャリアの組織変更により、株式会社ムービン・ストラテジック・キャリア設立。
2016年10月	業容拡大のため東京都港区西新橋に本社を移転。
2022年7月	業容拡大のため東京都港区赤坂に本社を移転。
2023年1月	サーチ型（注）人材紹介事業の運営を目的として100%子会社のエージェント1株式会社（現連結子会社）を設立。
2023年3月	株式会社リオディオスより「Consultant転職」「ITコンサルタント転職」「組織人事コンサルタント転職」「金融転職」「ポストコンサル転職」等の同社HP事業を譲受。

（注） 外部のスカウトサイト（人材データベース）等を活用し、顧客企業から依頼された求人に合う最適な人材を探し、紹介する形態を指します。

（株式会社リオディオス）

年月	概要
1997年11月	東京都品川区に株式会社ムービン（現：株式会社リオディオス）設立。
1999年4月	コンサルティング業界特化の人材コンサルティング事業を開始。コンサルティング業界への転職支援サイト「Consultant転職」開設。
2001年10月	ITコンサルティング業界への転職支援サイト「ITコンサルタント転職」開設。
2007年9月	組織人事コンサルタントへの転職支援サイト「組織人事コンサルタント転職」開設。
2008年12月	金融業界専門の転職支援サイト「金融転職」開設。
2014年4月	コンサルタント経験者向けの転職支援サイト「ポストコンサル転職」開設。
2015年9月	医療・ヘルスケアコンサルタントへの転職支援サイト「医療コンサルタント転職」開設。
2015年12月	第二新卒向けの転職支援サイト「第二新卒からのコンサル転職」開設。
2017年11月	商号を株式会社リオディオスに変更。
2023年3月	株式会社ムービン・ストラテジック・キャリアへ「Consultant転職」「ITコンサルタント転職」「組織人事コンサルタント転職」「金融転職」「ポストコンサル転職」等のHP事業を譲渡。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び当社の連結子会社であるエージェンツ1株式会社の2社により構成されております。

当社グループは人材紹介事業の単一セグメントとしており、ハイエンド人材領域におけるコンサルティング業界をはじめとしたプロフェッショナルファームへの人材紹介サービスを提供しております。当該サービスの内容は以下のとおりであります。

(1) 事業の内容

当社グループはコンサルティングファームをはじめとしたプロフェッショナルファームへの人材紹介サービスを提供しており、特に経営コンサルタントの採用支援に強みを持っております。当社は創業以来、約25年にわたるコンサルティングファームの採用支援実績を有し、日系/外資系、大手/新興系問わず幅広いコンサルティングファームの採用支援実績があります。

人材紹介サービスは、コンサルティングファームを始めとした求人企業に対して正社員の候補者を紹介し、その候補者が企業に入社された時点で、成功報酬としての紹介手数料を当該求人企業に請求しております。当社のキャリアアドバイザーが、求人企業より求人の詳細を獲得し、その求人条件に合致する人材を自社にて保有する登録者データベース（もしくは外部の転職スカウトサイト）よりマッチングをしております。

転職を希望する登録者には、当社のキャリアアドバイザーが面談を実施し、希望職種等の今後のキャリア相談、転職の意向確認、及び登録者のキャリア希望に合致する求人をご紹介し、当該登録者の許可を得た上で、求人掲載企業へ履歴書、職務経歴書等の情報を送付、その後の採用面接から入社に至るまでのサポート・アドバイスは勿論、入社後の登録者の企業定着を目的として、一定期間のアフターフォローを実施しております。

当社のキャリアアドバイザーは、登録者起点でのサービス提供を心掛けており、一度きりの転職支援に留まらず、その後のキャリアパスも踏まえて転職支援後も継続的なフォローアップ・情報提供を行うことを心掛けております。職業人生における一生のキャリアパートナーとして、登録者の中長期的なキャリア形成を支援することで、数年毎に当社のサービスを利用するリピーターを獲得しております。

(2) 事業の特徴

① 自社メディアによる求職者の集客

当社はホームページや書籍等を通じてコンサルティング業界の情報を発信し続けており、本書提出日時点において当社ホームページの総ページ数は23,500ページ超の豊富なコンテンツ量となっております。これらの活動が評価され、コンサルティング業界に関心を持った多数の求職者が当社ホームページを訪れており、2024年12月期においては自社のホームページ経由で5,800人以上（2022年12月期では4,200人以上、2023年12月期では4,600人以上）の新規転職相談登録があり、自社メディアを通じて求職者の集客ができていたことが、当社の最大の強みとなり、当社では長年の転職支援実績により培ったブランド力、SEO対策等を通じて広告宣伝費用を掛けずに効率的な集客を実現できております。

他社が提供しているプラットフォーム（転職スカウトサイト）を利用して求職者集客を行う場合は、当該プラットフォーム運営会社にプラットフォーム利用料（固定費用＋紹介手数料の一定割合）を支払うことが一般的となっておりますが、上記のとおり、当社は主に当社ホームページ経由で求職者集客をできていることから、他社プラットフォームを利用して求職者集客する場合と比較して収益性が高いビジネスモデルであると認識しております。

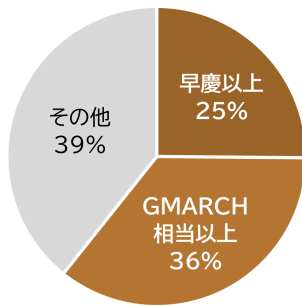
② ハイエンド人材を中心とした自社データベースの有効活用

当社は約25年間のコンサルティング業界をはじめとしたプロフェッショナルファームへの転職支援を通じ、ハイエンド人材とのネットワーク構築に尽力してまいりました。現在当社のデータベースには累計で約10.5万人（2025年6月末現在）が登録（注1）されており、これらの登録者に対してCRM（注2）ツールを活用し定期的なコミュニケーションを図るとともに、適時に効果的なキャリアプランの提案を行っております。

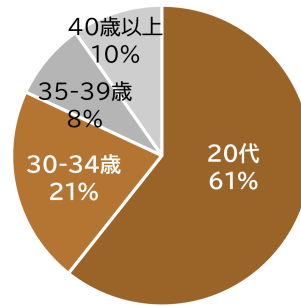
このような形でハイエンド人材との中長期的な関係を構築する仕組みを整え、キャリアアドバイザーが中長期的なキャリア形成支援を行うことで、データベース登録人材の一定割合がリピーターとして数年毎に当社サービスを利用しております。今後データベースの登録人材数が増加し、登録人材をフォローアップする仕組みが整うことで、更なるリピーターの成約増加が見込まれ、当社の長期的な収益獲得につながるものと認識しております。

なお、2024年12月期における自社のホームページ経由の登録者の属性内訳は以下のとおりであります。

学歴



年齢別



25%超が早慶以上^(注3)
60%超がGMARCH相当以上^(注3)

34歳以下が80%以上

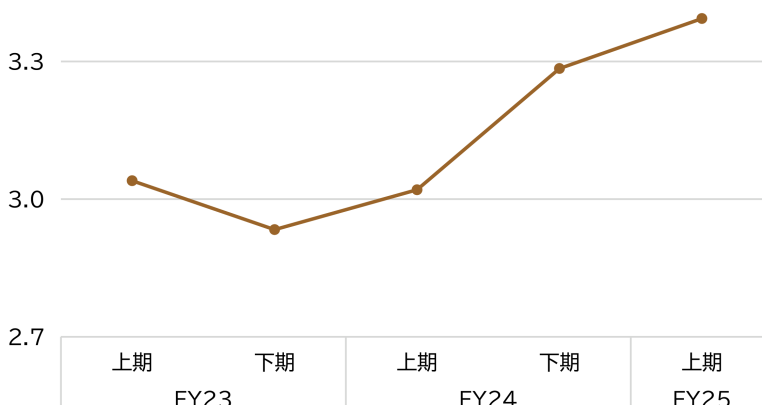
- (注) 1. 累計登録者数は、2025年6月末時点で退会した人数を除いて集計しております。
2. Customer Relationship Managementの略。当社では、顧客の情報を正確に把握し、当該情報をベースに顧客との良好な関係維持・向上を目的としてSalesforce社のツールを利用しております。
3. 早慶以上とは、東京大学、京都大学、一橋大学、東京科学大学、早稲田大学、慶応義塾大学を指し、GMARCH相当以上とは、GMARCH（学習院大学、明治大学、青山学院大学、立教大学、中央大学、法政大学）、東京大学及び京都大学を除く旧帝国大学（北海道大学、東北大学、名古屋大学、大阪大学、九州大学）、上智大学、津田塾大学、国際基督教大学、東京理科大学、関西大学、関西学院大学、同志社大学、立命館大学、並びに旧帝国大学以外の国公立大学を指します。

③ 幅広い顧客基盤

当社はコンサルティング業界をはじめとした多種多様なクライアントと取引があり、コンサルティング業界においては、大手コンサルティングファームに留まらず、特定領域に特化した独自の強みをもつコンサルティングファームや急成長中の新興系コンサルティングファームをはじめとした様々なコンサルティングファームとの取引があります。また、コンサルティングファーム以外にも投資ファンド、金融機関といったプロフェッショナルファーム、外資系・日系大手事業会社やスタートアップまで幅広いクライアントとの取引を有しており、幅広い領域・業界の魅力的な企業の情報提供・転職支援を行えることが、求職者に選ばれる理由となっております。

なお、当社はハイエンド人材領域におけるコンサルティング業界をはじめとしたプロフェッショナルファームへ人材紹介サービスを提供している結果として、年収×手数料率で決定する成約単価は、2023年12月期以降、約3百万円前後と高水準となっており、平均成約単価の推移は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)



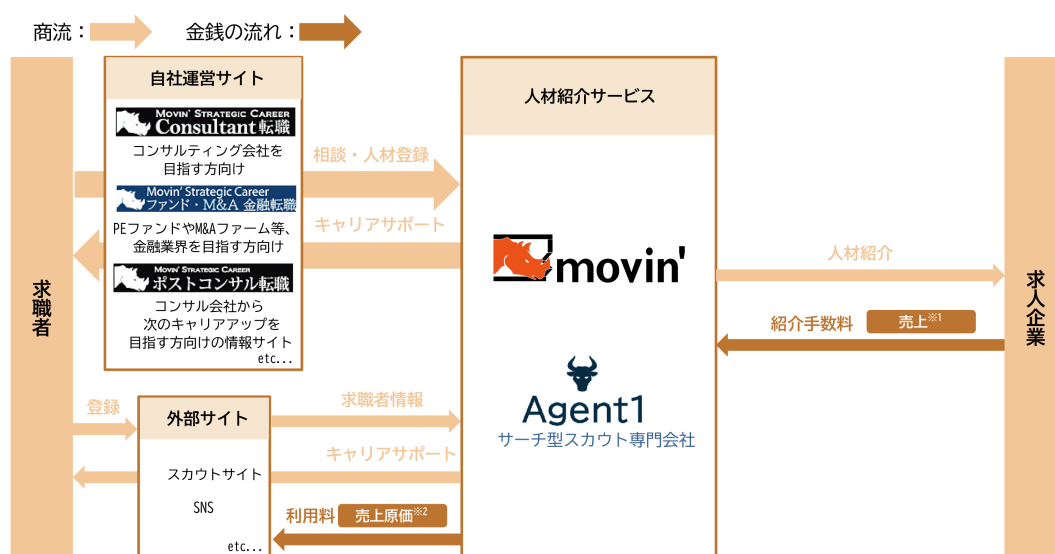
④ 生成系A Iをはじめとした最先端のテクノロジーの活用

当社では、生成系A Iをはじめとした最先端のテクノロジーを業務に活用しております。具体的には、ChatGPTを用いた履歴書・職務経歴書の添削システム、面接対策システムを開発・活用し、さらに求人マッチングや求職者対応においても生成系A Iの導入へ取り組んでおります。また、D Xの推進としてC R Mツールを活用した営業マネジメントシステムの刷新を図っており、D X推進前後で比較すると、2025年3月末時点において登録者応募率が+12%（注1）、選考中人数が+35%（注2）と効率的な業務遂行を行う体制が整っております。

- （注） 1．登録者応募率とは、最新登録日から180日以内にいずれかの企業に応募した求職者の割合を示しており、D X推進前である2023年6月末時点の登録者応募率と比較した増減割合を記載しております。
2．選考中人数とは、いずれかの企業に応募し、採用選考中の求職者人数を示しており、D X推進前である2024年8月初時点の選考中人数と比較した増減割合を記載しております。

（3）事業系統図

当社グループの事業系統図は次のとおりであります。



- ※1 当社グループが紹介した求職者が求人企業に転職した場合、当該求職者の転職後の年収に一定割合を乗じたものが紹介手数料となります。
※2 外部データベースから獲得した求職者が当社グループの紹介により転職した場合、当社が求人企業から得る紹介手数料の一定割合をデータベース利用料として支払います。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合 (%)	関係内容
(連結子会社) エージェント1株式会社 (注) 2	東京都港区	10,000	人材紹介事業	100.0	業務提携関係 役員の兼任 1名 管理業務受託

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
2. 特定子会社であります。
3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年7月31日現在

従業員数 (名)
109 (一)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー含む。）は、その総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 当社グループは、人材紹介事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
3. 最近日までの1年間において従業員数が36名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴うキャリアアドバイザー等の採用によるものであります。

(2) 提出会社の状況

2025年7月31日現在

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
88 (一)	32.9	2.0	10,015

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー含む。）は、その総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、人材紹介事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
4. 最近日までの1年間において従業員数が26名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴うキャリアアドバイザー等の採用によるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満な関係にあり、特記すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社及び連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営の基本方針

当社は、「リーダーが育つプラットフォームの創造」をビジョンとして掲げ、真のリーダーが育つプラットフォームを創造することで、日本社会の発展に貢献します。近年においては、グローバル競争の激化、テクノロジーの進展、人口減少といった環境変化のなかで、社会の課題解決と新しい価値やイノベーションの創出が求められています。

このような環境下においては、当社は真のリーダーこそが新しい価値を生み出す鍵であり、日本に最も必要だと信じております。リーダーを目指すハイエンド人材に対して、人材紹介サービスを通じてコンサルティング業界をはじめとしたプロフェッショナルファームでの成長する機会の獲得を支援することで、企業、産業、社会の課題の解決と新しい価値やイノベーションの創出に貢献すべく、事業を推進しております。

(2) 経営環境及び中長期的な経営戦略

日本における人的資本をめぐる動きとして、2022年5月に経済産業省より「人的資本経営の実現に向けた検討会 報告書～人材版伊藤レポート2.0～」が公表され、また、同年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022 新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～」(骨太方針2022)が内閣府より公表されました。このような状況下、当社グループは社会の課題解決と新しい価値やイノベーションの創出に向けた「人的資本」の重要性が高まっていると考えております。

変化が激しく不確実性が大きい社会において、創造性を発揮して付加価値を生み出していく原動力は「人」、特に変革を推進する「リーダー」としての資質と志をもつハイエンド人材であると当社グループは考えます。しかし、企業変革を推進する人材の状況について、独立行政法人情報処理推進機構の調査(注1)では、日本企業において、DXを推進する人材の量と質の両面で不足が進んでいることが課題として取り上げており、他方で、IDC Japan株式会社の調査(注2)によると、企業の全社的なデジタルビジネス化に向けた変革領域が拡大し、中期戦略への組み込みが進む中で、財務/経理、顧客接点、サプライチェーン、カスタマーサービス、人事といったあらゆる業務領域で変革支援の需要が拡大しており、国内のビジネスコンサルティング市場は、今後においても引き続き国内企業のデジタルビジネス化に向けた需要が牽引し高成長が継続すると予測されております。

これらのことから、コンサルティング業界をはじめとしたハイエンド人材領域の人材紹介のニーズは益々高まっていくと考えております。

なお、当社グループが展開する事業の市場規模に関して、人材紹介に係る市場については、株式会社矢野経済研究所「2024年版 人材ビジネスの現状と展望PART 1 総合人材サービス編」によると、人材紹介業市場規模は2023年度において4,110億円(前年度比17.1%増)、2024年度において4,620億円(前年度比12.4%増)を見込んでおり、構造的な人手不足を背景に、人材需要と雇用の流動化の高まりから2024年度以降も市場規模は拡大が継続していくことが見込まれております。

(注) 1. 出典：独立行政法人情報処理推進機構「DX白書2023」

2. 出典：IDC Japan株式会社「国内ビジネスコンサルティング市場予測を発表～2024年も2桁成長を維持の見込み～」(2024年12月16日)

上述のとおり、人的資本経営が強く求められる潮流の中、需要が高まっているコンサルティング業界をはじめとしたハイエンド人材領域における人材紹介サービスを強化・拡大することで、我が国に不足しているハイエンド人材の最適配置が一層進むとともに、これにより、企業や社会の課題解決と新しい価値やイノベーションの創出、そして我が国の人的資本経営の実現に貢献できるものと考えております。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループでは、独自のポジショニングをさらに強固なものとしていくため、売上高を重要な経営指標と位置づけ、目標達成に向けて取り組んでおり、売上高の四半期推移は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

2024年12月期				2025年12月期	
第1四半期 連結会計期間	第2四半期 連結会計期間	第3四半期 連結会計期間	第4四半期 連結会計期間	第1四半期 連結会計期間	第2四半期 連結会計期間
521	633	522	710	864	933

売上高の向上に向けては、キャリアアドバイザーの人数及びハイエンド人材とのネットワーク構築状況を客観的に示す指標となる自社データベースの累計登録者数が重要指標と考えており、自社データベースの累計登録者数は、2023年12月末時点は約8.8万人、2024年12月末時点は約9.9万人、2025年6月末時点は約10.5万人と順調に累計登録者数(注1)が増加しております。

また、事業を継続的に発展させていくためには、収益力を高め、適正な利益確保を図ることも必要であることから、営業利益についても重要な経営指標と位置づけ、キャリアアドバイザーの人数を注視し、AIの活用とDXの推進によるマッチング効率化に加え、継続的な勉強会などによる人材教育によってキャリアアドバイザーに求められる能力の開発を行っております。

なお、当社が重要視しているKPIの状況は以下のとおりであります。

(キャリアアドバイザーの人数(注2)の推移)

2020年12月期末	2021年12月期末	2022年12月期末	2023年12月期末	2024年12月期末	2025年12月期 中間期末
27人 (8人)	31人 (7人)	34人 (6人)	44人 (6人)	71人 (6人)	85人 (5人)

(注) 1. 累計登録者数は、2025年6月末時点で退会した人数を除いて集計しております。

2. キャリアアドバイザーの人数には当社専属業務提携先の人数を含めており、当該業務提携先の人数は()にて内数で記載しております。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

上記(2)の経営戦略を推進する上で、当社グループが優先的に対処すべき事業上の課題は以下のとおりであります。なお、優先的に対処すべき財務上の課題については、無借金経営を行っていること、キャッシュ・フロー及び手元流動性ともに大きな問題がないため、該当事項はありません。

① 持続的な成長のための人的資本投資

当社事業を牽引する人材の確保と育成は当社グループの成長の礎であり、さらなる事業拡大を図るうえで重要な経営課題であると認識しております。そのため、人材の採用強化及び育成を推進して生産性を高めるとともに、将来の経営を担う中核人材の育成等を進めてまいります。また、従業員がその能力を存分に発揮できるよう、魅力的な報酬水準(2024年12月期における平均年間給与は12.5百万円)や業務効率化、勤務環境の整備等、働きやすい環境づくりを推進し、人的資本の価値最大化に努めてまいります。なお、過年度におけるキャリアアドバイザーの新規採用人数は、2021年12月期以降、次の推移のとおり、順調に人員体制の拡充を図れている状況であります。

(キャリアアドバイザーの新規採用人数の推移)

2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期 中間期	2024年12月期	2025年12月期 中間期
7人	10人	21人	20人	38人	26人

また、新規採用されたキャリアアドバイザーについては育成の結果として入社以降順調に成長を遂げており、入社年数ごとの平均売上高（注）は、入社2年目が1年目対比で4.7倍、入社3年目が2年目対比で1.7倍と、キャリアアドバイザーの育成が当社グループの業績向上に寄与している状況であります。

なお、2024年12月末時点で在籍している入社年数ごとのキャリアアドバイザー人数（業務提携先も含む）は、1年目が35人、2年目が12人、3年目以上（最長が18年目）が24人であります。

（注） 2024年12月期の当社グループの売上高及び2024年12月末時点で在籍している入社年数ごとのキャリアアドバイザー人数に基づき算出しております。

② 自社メディアの集客力強化

クライアントの採用ニーズが高止まりする事業環境においては、当社の強みであるホームページをはじめとした自社メディアの集客力の向上が成約数の増加にダイレクトにつながると考えており、集客力を高めるための投資が事業成長に必要な不可欠と認識しております。従来のSEO対策による集客力向上のみならず、動画コンテンツの配信やSNS、転職系YouTuberとの連携等の多様な集客チャネルを通じた人材獲得施策の実施、並びにコーポレートブランディングや広報活動、当社キャリアアドバイザーによるデジタルメディアへの出演等を推進し、認知度向上に取り組んでまいります。

③ 自社データベースの更なる活用

当社転職支援サービスは一度きりの転職支援に留まらず職業人生における一生涯のキャリアパートナーとして、求職者の中長期的なキャリア形成を支援することで、当社サービスを利用して転職を行った人材が次なるキャリアパスを求めて、再度当社のサービスを利用するといった形でリピーターを獲得しております。当社は、単なる人材紹介会社ではなく、プロフェッショナル人材がキャリアのあらゆる局面で頼れる「生涯キャリアハブ」（注1）への発展途上にあります。かかる取り組みをより効果的に推進するためには、自社データベースをより効果的に活用するための投資と仕組み作りが必要不可欠と認識しております。具体的には、基幹システムをSalesforce社のツールにリプレイスするとともに、2023年12月期より顧客データベースマーケティングチーム（以下、「コンシェルジュデスク」という。）を立上げております。コンシェルジュデスクを起点として累計約10.5万人（2025年6月末現在）の自社データベース登録者に対して継続的に求人情報やセミナー情報を定期配信することにより潜在的な転職ニーズに早期対応できるよう組織的に過去のサービス利用者に対してフォローアップを行っております。コンシェルジュデスク立上げ後は、コンシェルジュデスクによるフォロー人数及び再稼働登録者数が、次の推移のとおり順調に拡大しておりますが、自社データベースの累計登録者を踏まえるとフォロー対象人数は拡大余地があるため、コンシェルジュデスクの人員を拡充していくことにより、更なるフォロー対象人数及び売上高の伸長を図ってまいります。

（コンシェルジュデスクによるフォロー対象人数（注2）の推移）

2023年3月末時点	2023年6月末時点	2023年9月末時点	2023年12月末時点
1,521人	4,403人	7,934人	9,594人

2024年3月末時点	2024年6月末時点	2024年9月末時点	2024年12月末時点
11,323人	12,311人	14,139人	14,650人

2025年3月末時点	2025年6月末時点
16,859人	20,000人

(コンシェルジュデスク経由の再稼働登録者数(注3))

2024年12月期				2025年12月期	
第1四半期 連結会計期間	第2四半期 連結会計期間	第3四半期 連結会計期間	第4四半期 連結会計期間	第1四半期 連結会計期間	第2四半期 連結会計期間
141	180	325	260	306	468

- (注) 1. 生涯キャリアハブとは、当社が一度だけではなく、一生涯(複数回)にわたりプロフェッショナル人材のキャリアアップ/キャリアチェンジの起点となれるよう、転職支援その他プロフェッショナル人材が求めるサービスを提供できる体制にあることを示します。
2. フォロー対象人数とは、自社データベースの登録者数のうち、コンシェルジュデスクが求人・セミナー情報を定期配信している対象者の人数を指しております。また、フォロー対象人数は、2025年8月28日時点で退会した人数を除いて集計しております。
3. 再稼働登録者数とは、コンシェルジュデスクからの連絡に対して返信があり、キャリアアドバイザーと改めて面談を希望した登録者の人数を指しております。

④ 内部管理体制の強化とコーポレート・ガバナンスの充実

当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するためには、ステークホルダーからの信頼を得ることが不可欠であると考えております。そのため、経営の効率性及びリスク管理能力を高め、財務・非財務情報を適切に開示し、健全性及び透明性を確保できる管理体制の整備を行うことで、内部管理体制の強化及びコーポレート・ガバナンスの充実を進めてまいります。

⑤ M&Aの活用

当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するためには、既存領域における求職者獲得力、転職支援実績の積み上げに加えて、当社グループの企業価値を高めると判断する場合には、M&Aについても取り組んでいく方針であります。例えば、求職者データベースの拡充を目的とした転職支援サイトやアフィリエイトサイト運営会社のM&A、強みとする転職支援領域拡大を目的とした当社グループとは異なる業種への転職支援を強みとしているハイエンド人材向けの特化型人材紹介会社のM&A等、本書提出日時点においては具体的に決定した、または検討をしている案件はありませんが、当社グループの財務状況や当該M&Aによる効果等を勘案しながら、企業価値向上に向けてM&Aも有効に活用していく方針であります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社グループは、サステナビリティに係る対応を含む経営上の重要な課題について、取締役会等において基本的な方針を審議し、具体的な取り組みに対して実効的な監督に努める方針であります。

(2) リスク管理

当社は、「コンプライアンス規程」に基づき、常勤取締役、常勤監査役、各部部长により、原則として3か月に1回リスク・コンプライアンス委員会を開催しております。同委員会は、法令遵守に関する内部統制やリスク管理の徹底を図るため、当社において想定されるリスクを洗い出し、対応方針を決定し、モニタリングすることで、リスクの発生を抑え、リスクが顕在化した場合の影響を最小限に抑えることを目的として設置されております。

(3) サステナビリティに関する戦略

当社グループは、事業を通じて働く一人ひとりに柔軟な働き方や自律的なキャリア形成、活躍の場の広がりを提供することによって、社会課題の解決に取り組んでおります。また、当社グループにおける人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針は、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題 ① 持続的な成長のための人的資本投資」に記載のとおりであります。当該方針に基づき、働きやすい環境づくりへの取り組みや、外部講師を招いた研修の実施などによる人材育成、業務を通じたキャリア形成促進のための人事評価制度の導入など適性と能力に応じて多様な人材が活躍できるよう社内環境整備に努めております。

(4) 指標及び目標

当社は、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関して、当社の実績を管理及び監視するための指標及び目標を具体的に定めておりませんが、今後事業を推進する中でその精緻化を図ってまいりたいと考えております。また、当社グループにおける人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針について、当社は現在、従業員満足度、離職率、女性管理職比率、男性育児休暇取得率、男女間賃金格差などの目標値等を定めておりませんが、その具体的な目標設定や状況の開示については、今後の課題として検討してまいります。

3 【事業等のリスク】

有価証券届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生する可能性があるすべてのリスクを網羅することを保証するものではありません。

(1) 事業環境の変化に関するリスク

① 景気及び業績変動について

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期無し、影響度：中)

当社グループは国内において人材紹介業を展開しておりますが、当社グループが提供するサービスは完全成功報酬制であるため、当社グループの四半期会計期間及び連結会計年度ごとの収益は、顧客企業の採用動向により大きく変動する可能性があります。顧客企業の採用動向は、当社グループのコントロールが及ばない様々な要因によって大きく変動する可能性があり、国内景気の減速等により、顧客企業の採用動向が悪化した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

このリスクへの対応として、景気変動の影響を相対的に受けにくいハイキャリアセグメントにて事業展開を行うとともに多様な業界での取引先開拓を進めており、景気状況を鑑みた適切なクライアントシフトを実施しております。

② 競合他社との競争激化について

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期無し、影響度：中)

市場の拡大に伴い、当社グループ以外にもコンサルティング業界に対する人材紹介サービスを展開している企業が増加しております。当該市場における競争激化が当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

このリスクへの対応を強固なものとするために、コンサルティング業界及び同業界の採用動向について常に情報収集を行うとともにクライアントとのリレーションを強化することで、求職者に対してより深い情報提供・転職支援を行い、介入価値を高めていくよう努めております。

また、自社データベースの更なる活用により、求職者の一生涯のキャリアパートナーとして長期的な収益獲得につなげてまいります。

③ 自然災害、有事及び未知の感染症等について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期無し、影響度：小)

当社グループの事業拠点の設備については、当社の本社所在地である東京都港区にあり、当該地区において大地震、台風等の自然災害及び事故、火災等により、業務の停止、設備の損壊や電力供給の制限等の不測の事態が発生した場合、当社グループの事業活動に支障をきたす可能性があることから、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、テロリズム、戦争等の有事や未知の感染症の蔓延が生じた場合には、外出制限による事業活動の停滞、従業員の全面的な在宅勤務への移行等で当社グループの事業活動に支障をきたす可能性があるとともに、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

このリスクへの対応として、当社グループでは緊急事態発生時における対応を予め定め、事業活動が継続できる体制を構築しております。

(2) 事業活動に関するリスク

① 自社データベースの登録者数について

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期無し、影響度：大)

当社グループの売上高の大部分は、自社データベースの登録者と求人企業のマッチングにより計上されており、自社データベースへの登録者の確保が非常に重要であります。2025年6月末時点では累計登録者数約10.5万人と順調に登録者数を拡大させておりますが、SEO対策の不調等による検索順位の低下等、自社ホームページからの登録者数が減少した場合には、案件成約件数の減少や、外部利用サイト経由の成約割合が増加することによる利益率の低下等、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

このリスクへの対応として、HPやSNSを通じた情報発信を強化するとともに、過去の登録者に対するCRM活動を強化し、有効登録者の確保に努めております。

② 特定の取引先への依存について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期無し、影響度：大)

当社グループは、コンサルティングファームとの取引が多くなっており、各コンサルティングファームと良好な関係を構築していると考えておりますが、取引先上位のコンサルティングファームにおける予期せぬ方針の変更や業績不振等により、円滑な取引継続が困難な事態となった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

このリスクへの対応として、コンサルティングファームにおける顧客の多角化並びにコンサルティングファーム以外のプロフェッショナルファーム及び事業会社向けサービスを拡大するとともに、潤沢な顧客基盤を活かし機動的に顧客企業の採用ニーズの変化に対応した営業活動を実施することにより、相対的に特定の取引先への依存度を低下させるよう努めております。なお、当社グループの売上高全体に占める売上高上位10社の割合は、2022年12月期が59%、前連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）が48%、当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）が34%と順調に低下しておりますが、今後も顧客企業の分散化を図っていく方針であります。

③ 特定の人物への依存について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期無し、影響度：中)

代表取締役社長神川貴実彦は当社の創業者であり、経営方針や事業戦略等について、経営の重要な役割を果たしております。現在、当社では同氏に過度に依存しないよう次世代経営者候補の選抜をはじめとした人材の育成、及び内部管理体制の整備等体制の整備に努めておりますが、現在の状況においては、何らかの理由により、同氏が当社の業務を遂行することが困難となった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ システムトラブル・データ管理について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期無し、影響度：中)

当社グループは、事業運営において社外のクラウドサービスを利用し情報システムを構築しております。このため、当該クラウドサービスでシステム障害が生じた場合や悪意ある第三者による不正アクセスを受けた場合など何らかのトラブルが発生することにより、当社グループのサービスの運営に障害が生じ、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、今後デジタルプラットフォームの開発等を進めていく中で、システムに関するリスクが増大していくことが見込まれることから、このリスクへの対応として、定期バックアップの実施や障害発生時の社内体制の構築精度を高めていくとともに、リスクを適切に管理するIT統制の実効性向上と内容の充実を図ってまいります。

⑤ コンプライアンス遵守について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期無し、影響度：中)

当社グループは、関係者の不正行為等が発生しないよう、国内外の法令及び社内規程、ルール等のコンプライアンス遵守を行動基準として定め、内部監査等で遵守状況の確認を行っております。しかしながら、法令等に抵触する事態や関係者による不正行為が発生する可能性は否定できず、これらの事態が生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 労務管理について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期無し、影響度：中)

労働時間・環境の管理についての労働基準監督署等の調査の結果、当社グループに違反等が認められ、当社グループが行政指導を受けた場合には、当社グループの事業運営に大きな支障をきたすとともに、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

このリスクへの対応として、社会保険労務士法人と顧問契約を締結し、人事労務問題全般について助言・指導を受け法令に則り適正な対応を行っております。

⑦ 人材の確保及び育成について

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期無し、影響度：中)

当社グループは事業拡大のために優秀な人材の確保及び育成が重要な課題であると認識しており、当社グループが求める人材を適切な時期に確保、育成ができなかった場合、また、社外流出等の事由により既存の人材が業務に就くことが困難になった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

このリスクへの対応として、積極的な人材採用、育成体制の強化による入社間もない人材の早期戦力化、魅力的な報酬水準の維持、福利厚生制度の充実等を推進するとともに、多様な働き方を支える人事制度導入に向けて取り組んでいく方針であります。

⑧ 内部管理体制について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期無し、影響度：中)

当社グループは、小規模な組織であり、内部管理体制も現状の規模に応じたものとなっております。今後の事業拡大及び事業成長のためには、人員の増強及び内部管理体制の充実が必要であり、管理部門の人員を増加していくなど、内部管理体制について一層の充実を図る方針であります。しかしながら、人員の増強をはじめとして、事業規模に適した内部管理体制の構築に遅延が生じた場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 求職者の自己都合退職による求人企業への返金について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期無し、影響度：小)

当社グループの人材紹介においては、求職者が求人企業に入社後一定期間内に自己都合により退職した場合、紹介手数料の一部を返金する契約を締結しております。何らかの理由により早期自己都合退職者が増加した場合には、返金額の増加により当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

このリスクに対応するため、当社グループでは入社後も継続的にフォローアップを行っており、求職者の中長期的なキャリア支援を行うことに努めております。

⑩ 転職サイト運営企業の利活用について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期無し、影響度：中)

当社グループの人材紹介においては、自社媒体にて求職者を確保した上で、当該自社データベースを利用して顧客企業とのマッチングを行うことによる売上が多くを占めておりますが、他社が運営する媒体を利用して求職者を確保するケースもあります。当社グループは、今後も転職サイト運営企業各社との良好な関係を保ちつつ取引を行うことに加え、複数媒体の利用推進によるリスク低減を図っておりますが、将来的に当該媒体の利用が停止となる等当該各社との取引関係において変化が生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑪ 投資に関するリスク

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期無し、影響度：中)

当社グループは、これまで培ってきたコンサルティング業界における知見とネットワークを活用し、新たにコンサルティングファームを立ち上げようとしている起業家に対して、資金面での支援を行っております。これら投資を通じて、資金面だけではなく、将来の経営者人材、事業リーダー人材を必要とする企業に対して当社の人材紹介サービスを通じて人財面における支援を行うことができる体制を整備しております。これらの投資は、それぞれの投資先企業と当社との事業上のシナジー効果等や投資収益を期待して実行しておりますが、投資先の今後の業績動向によっては、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑫ 業績の季節変動について

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期無し、影響度：中)

当社グループ従業員の人件費は、主に毎月の給与及び年2回支給される賞与により構成されており、キャリアアドバイザーの賞与は、賞与計算期間における転職支援実績に基づき算出しております。当該賞与に係る費用は、各四半期末時点においてキャリアアドバイザーごとの転職支援実績を集計し、当該時点で支給されることが見込まれる賞与額を費用として認識しておりますが、転職支援実績は連結会計年度の後半に行くほど積みあがる傾向にあることから、下期に賞与費用の多くが発生する傾向があります。

(3) 法的規制・訴訟に関するリスク

① 法的規制について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期無し、影響度：大)

当社グループは、職業安定法に基づいて事業を営んでおり、有料職業紹介事業者として、厚生労働大臣の許可を受けて事業を行っております。当該許可に係る有効期限は、当社が2029年7月31日まで、子会社であるエージェンツ1株式会社が2026年6月30日までであり、継続して有効期限を適宜更新しております。当社グループは関係法令を遵守して事業を運営しており、現時点において同許可の継続に支障を来す要因は発生しておりませんが、職業安定法第32条の9に定める有料職業紹介事業者としての欠格事由に該当もしくは法令に違反する事項が発生した場合、事業の停止や有料職業紹介事業者の許可の取り消しをされる可能性があり、その場合には当社グループの事業運営に大きな支障を来す結果、経営成績及び財政状態に大きな影響を及ぼす可能性があります。また、将来これらの法令ならびにその他の関係法令が、労働市場をとりまく社会情勢の変化などに伴って、改正もしくは解釈の変更などがあり、それが当社グループの営む事業に不利な影響を及ぼすものであった場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

このリスクに対応するために定期的に職業紹介協会等の研修を受講し、弁護士や社会保険労務士等、外部専門家に相談できる体制を構築しております。

② 個人情報について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期無し、影響度：大)

当社グループは、事業運営にあたり多くの求職者に関する個人情報を保有しており、何らかの原因により個人情報が外部に流出した場合は、当社グループの信用低下を招くとともに損害賠償請求訴訟の提起等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

このリスクへの対応として、「個人情報の保護に関する法律」（平成17年4月施行）の規定に則って作成したプライバシーポリシー等の規程に沿って個人情報を管理し、また、従業員に対する個人情報の取り扱いに関する教育を行い、個人情報の適切な取り扱いに努めております。またプライバシーマークの付与認定取得等、情報セキュリティ対策の強化に取り組んでおります。

③ クレーム・訴訟の発生

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期無し、影響度：中)

当社グループは、リスク・コンプライアンス委員会によるクレーム事項の管理・報告、コンプライアンス研修の推進等、役職員の法令違反等の低減努力を実施しております。しかしながら、当社グループの役職員の法令違反等の有無にかかわらず、取引先、その他第三者との予期せぬトラブル、訴訟等が発生する可能性があり、これらに起因した損害賠償の請求、訴訟を提起される可能性があります。その場合、損害賠償の金額、訴訟内容及び結果によっては、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、提出日現在において当社元従業員との間で係争中の事件が2件ありますが、いずれも当社グループの経営成績及び財政状態に及ぼす影響は軽微の見込みであります。

④ 知的財産権について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期無し、影響度：中)

当社が使用する商標等について、現時点で第三者の知的財産権を侵害するものはないと認識しております。今後も、知的財産権については経営管理部にて一元的に管理するとともに顧問弁護士に相談しながら権利侵害を回避するための著作権等の監視、管理等を行っていく方針であります。しかしながら、万が一、当社が第三者の知的財産権を侵害した場合、または第三者により当社の知的財産権が侵害された場合は、当該第三者から損害賠償請求を受ける、または第三者からの権利侵害により不利益を被る等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) その他のリスク

① 大株主について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期無し、影響度：小)

当社の代表取締役社長である神川貴実彦及び同氏の資産管理会社である株式会社リオディオスが、本書提出日現在において発行済株式総数の65.22%を所有しております。同氏及び同氏の資産管理会社は、安定株主として引き続き一定の議決権を保有し、その議決権行使にあたっては、株主共同の利益を追求するとともに、少数株主の利益にも配慮する方針であります。同氏は当社の代表取締役社長であることから、当社としても安定株主であると認識している一方、将来的に何らかの事情により同氏により当社株式が売却された場合には、当社株式の価格形成等に影響を及ぼす可能性があります。

② 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

(発生可能性：高、発生する可能性のある時期：数年以内、影響度：小)

当社は、取締役及び従業員に対して、財政状態及び経営成績向上に対する意欲を高めることを目的とした新株予約権（ストック・オプション）を付与しております。新株予約権が権利行使された場合には、既存株主が保有する株式の価値が希薄化する可能性があります。なお、本書提出日現在、新株予約権による潜在株式数は105,000株であり、発行済株式総数8,050,000株の1.30%に相当しております。

③ 配当政策について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：数年以内、影響度：小)

当社は、株主への利益還元を重要な課題として認識しております。現在当社グループは成長過程にあり、財務基盤の安定化のための内部留保の充実を勘案しつつ、事業の拡充や組織体制の整備への投資に充当していくことが株主への利益還元につながると考え、配当を実施しておりません。今後、事業基盤の整備等を進め、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案し、株主に対して利益還元策を実施していく方針であります。現時点において配当の実施時期等については未定であります。

④ 当社株式の流通性について

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期無し、影響度：中)

当社グループは、東京証券取引所グロース市場への上場を予定しており、上場に際しては、公募増資及び売出しによって当社株式の流通性の確保に可能な限り努めることとしておりますが、株式会社東京証券取引所が定める流通株式比率は新規上場時において、上場維持基準である25%の水準に近接していることから、当該上場維持基準に抵触するリスクがあります。今後は、大株主への一部売出しの要請、新株予約権の行使による流通株式数の増加等の組み合わせにより、当社株式の流通性の向上を図っていく方針であります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において判断したものであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

a. 経営成績の状況

第25期連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

当連結会計年度における我が国経済は、社会経済活動の正常化が進み、賃上げ等による所得環境の改善等の各種政策効果により個人消費が持ち直しつつあることに加え、インバウンド需要の拡大も相まって景気は緩やかな回復基調にあります。また、国内における有効求人倍率は堅調に推移し、景気回復に伴い、国内の雇用情勢についても回復の動きが見られます。一方で、ロシア・ウクライナ情勢及び中東情勢の長期化等の不安定な国際情勢を背景とした資源価格の上昇、円安の進行等による物価高騰の継続、世界的な金融引き締め等により、企業を取り巻く環境は依然として先行きが不透明な状況が継続しております。

このような経済環境の下、当社グループが属する国内人材ビジネス市場環境は、労働人口の減少等による構造的な人手不足や雇用の流動化の高まりにより、企業の採用需要は依然として存在し、その市場規模は2022年度以降で成長を続けております。また、企業におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）を軸としたコンサルティング需要が高まっており、コンサルティング業界を始めとしたハイエンド人材領域に対する人材紹介の需要も引き続き高まっていくことが見込まれます。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,387,925千円（前年同期比2.8%増）、営業利益は861,587千円（同61.4%増）、経常利益は864,128千円（同68.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は575,761千円（同71.5%増）となりました。

なお、当社グループは、人材紹介事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第26期中間連結会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

当中間連結会計期間における我が国経済は、賃上げによる雇用・所得環境の改善が進んでいるものの、物価高騰による低調な個人消費の影響もあり、景気は停滞基調にあります。また、米国新政権の政策動向、中東情勢の長期化等の不安定な国際情勢を背景とした資源価格の上昇、世界的な金融引き締め等の世界経済の不確実性が国内景気を下押しするリスクを孕んでおり、企業を取り巻く環境は依然として先行きが不透明な状況が継続しております。

このような経済環境の下、当社グループが属する国内人材ビジネス市場環境は、労働人口の減少等による構造的な人手不足や雇用の流動化の高まりにより、企業の採用需要は依然として存在し、その市場規模は年々成長を続けております。また、企業におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）を軸としたコンサルティング需要が高まっており、コンサルティング業界を始めとしたハイエンド人材領域に対する人材紹介の需要も引き続き高まっていくことが見込まれます。

このような事業環境の下、当社グループでは、SEO対策等による集客力向上やキャリアアドバイザーの採用・育成の強化等、収益基盤の強化に取り組んでおります。また、採用活動が活発な顧客に対する深耕営業を実施し、これら取り組みにより、転職支援1件当たりの成約単価が前年同期に比べ上昇したことに加え、成約件数も増加いたしました。

以上の結果、当中間連結会計期間の売上高は1,798,620千円、営業利益は967,377千円、経常利益は968,256千円、親会社株主に帰属する中間純利益は633,164千円となりました。

なお、当社グループは、人材紹介事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

b. 財政状態の状況

第25期連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（流動資産）

当連結会計年度末における流動資産は2,120,594千円となり、前連結会計年度末に比べ767,568千円増加いたしました。この主な要因は、現金及び預金が656,201千円増加したことに加え、下期における売上高の伸長により売掛金が123,772千円増加したことによるものであります。

（固定資産）

当連結会計年度末における固定資産は346,897千円となり、前連結会計年度末に比べ24,219千円減少いたしました。この主な要因は、本社事業所の増床により差入保証金が27,873千円増加したものの、減価償却によりソフトウェアが56,200千円減少したことによるものであります。

（流動負債）

当連結会計年度末における流動負債は591,802千円となり、前連結会計年度末に比べ177,408千円増加いたしました。この主な要因は、未払法人税等が181,494千円増加したことによるものであります。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産は1,875,689千円となり、前連結会計年度末に比べ565,941千円増加いたしました。この主な要因は、親会社株主に帰属する当期純利益の計上により利益剰余金が575,761千円増加したことによるものであります。

第26期中間連結会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

（流動資産）

当中間連結会計期間末における流動資産は2,760,516千円となり、前連結会計年度末に比べ639,921千円増加いたしました。この主な要因は、現金及び預金が612,370千円増加したことによるものであります。

（固定資産）

当中間連結会計期間末における固定資産は384,157千円となり、前連結会計年度末に比べ37,259千円増加いたしました。この主な要因は、減価償却によりソフトウェアが28,099千円減少したものの、株式の取得により投資有価証券が73,761千円増加したことによるものであります。

（流動負債）

当中間連結会計期間末における流動負債は631,275千円となり、前連結会計年度末に比べ39,472千円増加いたしました。この主な要因は、賞与の支給により未払費用が34,678千円減少したものの、未払法人税等が90,549千円増加したことによるものであります。

（純資産）

当中間連結会計期間末における純資産は2,513,398千円となり、前連結会計年度末に比べ637,708千円増加いたしました。この主な要因は、親会社株主に帰属する中間純利益の計上により利益剰余金が633,164千円増加したことによるものであります。

② キャッシュ・フローの状況

第25期連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は1,859,193千円となり、前連結会計年度に比べ656,201千円増加いたしました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は678,936千円（前年同期は250,219千円の収入）となりました。これは主に、資金の増加要因として、税金等調整前当期純利益864,128千円（前年同期は513,061千円）の計上があった一方で、資金の減少要因として、売上債権の増加額123,772千円（前年同期は売上債権の減少額21,600千円）、法人税等の支払額126,060千円（前年同期は151,418千円）があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は13,135千円（前年同期は244,250千円の支出）となりました。これは主に、資金の増加要因として、投資事業組合からの分配による収入21,498千円（前年同期は37,709千円）があった一方で、資金の減少として、差入保証金の差入による支出32,672千円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は9,599千円（前年同期は10,000千円の収入）となりました。これは主に、資金の減少要因として、非支配株主への払戻による支出9,599千円があったことによるものであります。

第26期中間連結会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は2,471,564千円となり、前連結会計年度に比べ612,370千円増加いたしました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は678,604千円となりました。これは主に、資金の増加要因として、税金等調整前中間純利益968,256千円の計上があった一方で、資金の減少要因として、法人税等の支払額244,318千円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は66,234千円となりました。これは主に、資金の減少要因として、投資有価証券の取得による支出60,019千円があったことによるものであります。

③ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループが行う事業は、提供するサービスの性質上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

b. 受注実績

当社グループが行う事業は、提供するサービスの性質上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

c. 販売実績

第25期連結会計年度及び第26期中間連結会計期間における販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	第25期 連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		第26期 中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
	販売高 (千円)	前期比 (%)	販売高 (千円)
人材紹介事業	2,387,925	2.8	1,798,620
合計	2,387,925	2.8	1,798,620

(注) 1. 当社グループは、人材紹介事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	第24期 連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)		第25期 連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		第26期 中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	
	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)
株式会社プロレド・パートナーズ	—	—	—	—	236,559	13.2

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において判断したものであります。

① 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

第25期連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

a. 売上高

当連結会計年度の売上高は2,387,925千円（前年同期比2.8%増）となりました。その内訳は、自社データベースの活用により生じる収益1,930,921千円（同2.4%増）、外部媒体の利用により生じる収益457,004千円（同4.3%増）であります。特に、当連結会計年度の自社メディアによる求職者の集客数が順調に増加していること、また求職者の転職支援を行うキャリアアドバイザーの人数の増加や育成による戦力化のほか、子会社としてサーチ型人材紹介事業を行うエージェント1株式会社の稼働を開始したことが増収に寄与しております。

b. 売上総利益

当連結会計年度の売上原価は102,555千円（前年同期比15.2%増）となりました。この結果、売上総利益は2,285,370千円（同2.3%増）となりました。当社グループの売上原価は、外部スカウトサイト等の外部媒体を利用して転職支援を行った場合における当該スカウトサイト運営企業等に対するデータベース利用料であります。当社グループの人材紹介事業は、主として自社データベースの活用による成約が多いことから、当連結会計年度における売上総利益率は95.7%（同0.5ポイント減）と、引き続き高水準の利益率となっております。

c. 販売費および一般管理費、営業利益

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は1,423,782千円（前年同期比16.3%減）となりました。主な要因は、キャリアアドバイザーの人数の増加に伴い給料及び手当が増加した一方、役員報酬が減少したこと等が挙げられます。この結果、営業利益は861,587千円（同61.4%増）となりました。

d. 営業外収益、営業外費用、経常利益

当連結会計年度の営業外収益は2,541千円となりました。この結果、経常利益は864,128千円（前年同期比68.9%増）となりました。

e. 特別損益、親会社株主に帰属する当期純利益

当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は864,128千円（前年同期比68.4%増）となりました。

また、法人税等は288,588千円、非支配株主に帰属する当期純損失は△220千円となり、この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は575,761千円（同71.5%増）となりました。

第26期中間連結会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

a. 売上高

当中間連結会計期間の売上高は1,798,620千円となりました。その内訳は、自社データベースの活用により生じる収益1,478,558千円、外部媒体の利用により生じる収益320,062千円であります。主にキャリアアドバイザーの人数の増加や育成による戦力化していることが増収に寄与しております。

b. 売上総利益

当中間連結会計期間の売上原価は75,521千円となりました。この結果、売上総利益は1,723,099千円となりました。引き続き自社データベースの活用による成約が堅調であることから、当中間連結会計期間における売上総利益率は95.8%と、継続して高水準の利益率となっております。

c. 販売費および一般管理費、営業利益

当中間連結会計期間の販売費及び一般管理費は755,721千円となりました。主な要因は、役員報酬が減少した一方、キャリアアドバイザーの人数の増加により2025年6月末における当社グループの従業員数が102人（前年同期末比31人増）となり、これに伴い給与及び手当が増加したこと、売上高の増加に伴い外注費が増加したこと等が挙げられます。この結果、営業利益は967,377千円となりました。

d. 営業外収益、営業外費用、経常利益

当中間連結会計期間の営業外収益は878千円となりました。この結果、経常利益は968,256千円となりました。

e. 特別損益、親会社株主に帰属する中間純利益

当中間連結会計期間の税金等調整前中間純利益は968,256千円となりました。

また、法人税等は335,091千円となり、この結果、親会社株主に帰属する中間純利益は633,164千円となりました。

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

a. キャッシュ・フローの状況の分析

「(1) 経営成績等の状況の概要 ② キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

b. 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループは、更なる収益機会の獲得のためには、キャリアアドバイザーへの投資が必要であると考えており、これを踏まえた当社グループの資金需要のうち主なものは人件費であります。この資金需要に対し、安定的な資金供給を行うための財源としては、主に内部資金の活用により賄っております。

なお、当社グループでは、当連結会計年度末における現金及び預金の残高は1,859,193千円、流動比率は358.3%であり、借入金等の有利子負債の残高もないことから、事業運営上十分な資金の流動性が確保されているものと認識しております。

③ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定は、過去の実績や入手可能な情報等を総合的に勘案し、その時点で最も合理的であると考えられる見積り及び仮定を使用しておりますが、見積り及び仮定は不確実性を伴うため、実際の結果と異なる可能性があります。

また、連結財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載しております。

なお、当社グループでは、当該仮定の下、主に有形・無形固定資産の評価、投資有価証券の評価、繰延税金資産の見積り等の会計上の見積りについて継続的に検討を行っておりますが、現時点において翌連結会計年度以降の経営成績及び財政状態に及ぼす重要な影響は認識しておりません。

④ 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の進捗について

当社グループでは、経営上の目標達成状況を判断するための客観的な指標として、売上高を重視しており、当該経営指標に影響するKPIとしてキャリアアドバイザーの人数を重視しております。過年度におけるこれら指標の推移については「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標」に記載しております。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

第25期連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

第26期中間連結会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第25期連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

当連結会計年度の設備投資の総額は7,750千円であります。その主な設備投資の内容は、提出会社における本社事業所の増床に伴う内装工事及び設備等の取得であります。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

また、当社グループは、人材紹介事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第26期中間連結会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

該当事項はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2024年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額（千円）				従業員数 (名)
			建物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	合計	
本社 (東京都港区)	－	本社設備等	30,227	937	177,966	209,131	71

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 建物を賃借しております。年間賃借料は79,894千円であります。
3. 従業員数は就業人員数であります。
4. 当社は、人材紹介事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 国内子会社

主要な設備はありません。

なお、第26期中間連結会計期間において、新設、休止、大規模改修、除却、売却等により著しい変動があった主要な設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】（2025年7月31日現在）

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の新設等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	32,200,000
計	32,200,000

- (注) 1. 2025年6月24日開催の臨時株主総会の決議に基づき、2025年6月24日付で定款の変更を行い、発行可能株式総数は120株増加して920株となっております。
2. 2025年6月24日開催の取締役会決議に基づき、2025年6月24日付で普通株式1株につき35,000株の株式分割及びこれに伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は32,199,080株増加して32,200,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,050,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	8,050,000	—	—

- (注) 1. 2025年6月24日開催の取締役会決議に基づき、2025年6月24日付で普通株式1株につき普通株式35,000株の割合で株式分割を行っております。
2. 2025年6月24日開催の臨時株主総会決議により、2025年6月24日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

決議年月日	2019年9月12日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1
新株予約権の数（個） ※	1（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 1 [35,000]（注）1, 4
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	7,398,101 [212]（注）2, 4
新株予約権の行使期間 ※	2021年9月13日～2029年9月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 7,398,101 [212] 資本組入額 3,699,051 [106]（注）4
新株予約権の行使の条件 ※	① 権利行使時まで継続して、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、従業員、顧問、アドバイザーまたはこれに準ずる地位を有しているものとする。ただし、退任又は退職後の権利行使につき当社の取締役会が認めた場合は、この限りでない。 ② 新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ③ 当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、割当新株予約権を行使することはできないものとする。 ④ これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）3

※ 当事業年度の末日（2024年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年8月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、当事業年度の末日は1株、提出日の前月末現在は35,000株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

上記のほか、割当日後、付与株式数を調整すべきやむを得ない事由が生じた場合にも、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

2. 当会社が行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行または自己株式の処分をする場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

また、株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1に準じて決定します。
 - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - ホ 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとします。
 - ヘ 新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定します。
 - ト 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。
 - チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由
 - ① 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができます。
 - ② 新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当該新株予約権を無償で取得することができます。
 - ③ 再編対象会社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができます。
4. 2025年6月24日開催の当社取締役会決議に基づき、2025年6月24日付で普通株式1株を35,000株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権

決議年月日	2023年8月9日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1
新株予約権の数（個） ※	10（注） 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 1 [35,000]（注） 1, 4
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	22,924,166 [655]（注） 2, 4
新株予約権の行使期間 ※	2025年8月9日～2033年8月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 22,924,166 [655] 資本組入額 11,462,083 [327.5]（注） 4
新株予約権の行使の条件 ※	① 権利行使時まで継続して、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、従業員、顧問、アドバイザーまたはこれに準ずる地位を有しているものとする。ただし、退任又は退職後の権利行使につき当社の取締役会が認めた場合は、この限りでない。 ② 新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ③ 当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、割当新株予約権を行使することはできないものとする。 ④ これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 3

※ 当事業年度の末日（2024年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年8月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注） 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、当事業年度の末日は0.1株、提出日の前月末現在は3,500株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、割当日後、付与株式数を調整すべきやむを得ない事由が生じた場合にも、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

2～4. 上記「第1回新株予約権」の（注） 2～4に記載のとおりであります。

第3回新株予約権

決議年月日	2025年7月10日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 1
新株予約権の数（個） ※	175（注） 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 17,500（注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	790.1（注） 2
新株予約権の行使期間 ※	2027年7月11日～2035年7月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 790.1 資本組入額 395.05
新株予約権の行使の条件 ※	① 権利行使時まで継続して、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、従業員、顧問、アドバイザーまたはこれに準ずる地位を有しているものとする。ただし、退任又は退職後の権利行使につき当社の取締役会が認めた場合は、この限りでない。 ② 新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ③ 当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、割当新株予約権を行使することはできないものとする。 ④ これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 3

※ 提出日の前月末（2025年8月31日）における内容を記載しております。

（注） 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、割当日後、付与株式数を調整すべきやむを得ない事由が生じた場合にも、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

2～3. 上記「第1回新株予約権」の（注）2～3に記載のとおりであります。

第4回新株予約権

決議年月日	2025年7月10日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 4 当社子会社の従業員 1
新株予約権の数（個） ※	175（注） 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 17,500（注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	790.1（注） 2
新株予約権の行使期間 ※	2030年7月11日～2035年7月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 790.1 資本組入額 395.05
新株予約権の行使の条件 ※	① 権利行使時まで継続して、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、従業員、顧問、アドバイザーまたはこれに準ずる地位を有しているものとする。ただし、退任又は退職後の権利行使につき当社の取締役会が認めた場合は、この限りでない。 ② 権利行使期間中にチーム責任者（プレイングマネージャー、ラインマネージャー、チームリーダーまたはこれに準ずる地位）、執行役員、取締役の職責から離れた場合、本新株予約権の行使は認めない。 ③ 新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ④ 当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、割当新株予約権を行使することはできないものとする。 ⑤ これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 3

※ 提出日の前月末（2025年8月31日）における内容を記載しております。

（注） 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、割当日後、付与株式数を調整すべきやむを得ない事由が生じた場合にも、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

2～3. 上記「第1回新株予約権」の（注）2～3に記載のとおりであります。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年6月24日 (注)	8,049,770	8,050,000	—	20,500	—	—

(注) 株式分割（1：35,000）によるものであります。

(4) 【所有者別状況】

2025年7月31日現在

2020年7月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 （人）	—	—	—	1	—	—	4	5	—
所有株式数 （単元）	—	—	—	24,500	—	—	56,000	80,500	—
所有株式数 の割合 （％）	—	—	—	30.43	—	—	69.57	100.00	—

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年7月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 8,050,000	80,500	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	8,050,000	—	—
総株主の議決権	—	80,500	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、財務体質の強化及び業容拡大に必要な内部留保の充実を図ることが重要であると考え、当社設立以来、剰余金の配当を実施しておりませんが、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、業容拡大や組織体制の整備への投資等に必要な内部留保を確保するため、配当を実施しておりませんが、今後につきましては、企業を取り巻く事業環境、当社の財政状態、経営成績、内部留保資金の充実状況等を総合的に勘案し、株主に対する利益還元を検討していく方針であります。

内部留保資金につきましては、財務体質を勘案しつつ、今後の業容拡大や組織体制の整備のための財源として、有効に活用していく方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を基本としておりますが、中間配当を行うことができる旨、期末配当の基準日を12月31日、中間配当の基準日を6月30日とする旨を定款に定めております。また、会社法第459条第1項の規定に基づき、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当にかかる決定機関を取締役会とする旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

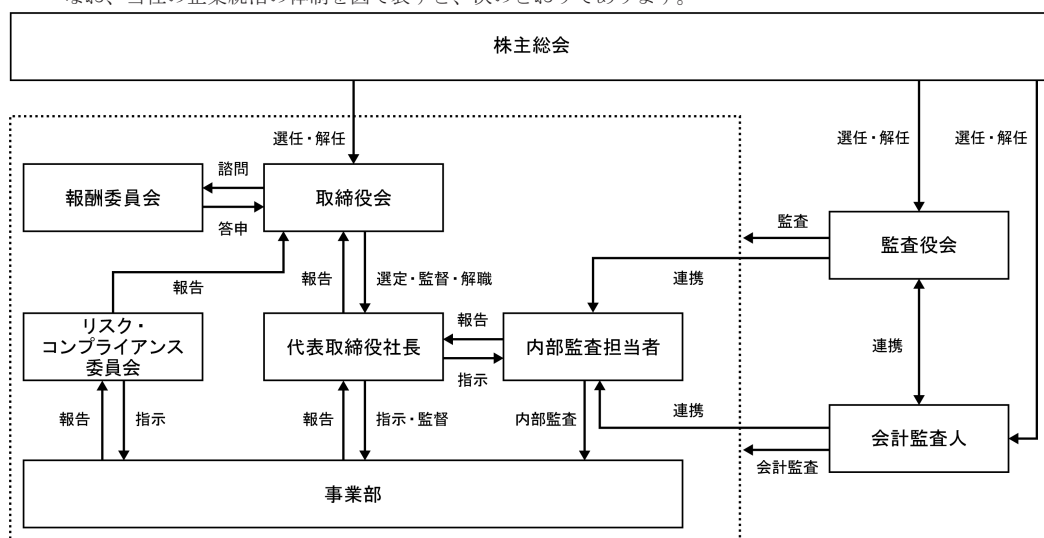
① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方として、当社は、社会へ貢献できるサービスを提供することで、継続的に収益を拡充し、企業価値を向上させ、株主をはじめとしたステークホルダーの利益を最大化するために、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると認識しております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。これは、業務執行に対する取締役会による監督と監査役及び監査役会による適法性監査の二重チェック機能を持つことで、経営の健全性・効率性を確保できるものと認識しているため、現状の企業統治体制を採用しております。また、コンプライアンス体制の充実及びリスクマネジメントの実施を行うため、リスク・コンプライアンス委員会を設置するとともに、業務執行取締役の報酬決定プロセスに透明性を確保することを目的として報酬委員会を設置しております。

なお、当社の企業統治の体制を図で表すと、次のとおりであります。



イ. 取締役会

経営上の重要意思決定機関である取締役会は、本書提出日現在3名（うち1名は社外取締役）で構成されております。毎月1回開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会が開催され、法定決議事項及び経営方針等、経営に関する重要事項や業務執行の意思決定を行うほか、取締役の業務執行状況について監督を行っております。また、社外取締役1名を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。なお、取締役会には監査役も出席し、取締役の職務の執行状況を監査し、必要に応じて意見を述べております。

ロ. 監査役会

当社の監査役は本書提出日現在3名（全員が社外監査役）で構成されております。うち1名は常勤監査役であります。監査役会は、毎月1回の定時監査役会の開催に加え、重要な事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会では、法令、定款及び当社監査役会規程に基づき重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行っております。また、すべての監査役は取締役会に出席し、各取締役の業務遂行状況を監査するとともに、常勤監査役については、リスク・コンプライアンス委員会等の重要な会議への出席、稟議書等の定期的な監査等、当社の意思決定状況及び各取締役の業務遂行状況を監査しております。さらに、監査法人並びに内部監査担当者と三様監査の実施等、連携を密にとり、効率的かつ効果的な監査の実施に取り組んでおります。なお、監査役監査は、常勤監査役を中心に年度監査計画に基づき実施しており、監査等を通じて発見された事項等については、取締役会において監査指摘事項として提出されております。また、社外監査役3名を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

ハ. 報酬委員会

当社は任意に設置する委員会として、報酬委員会を設置しております。報酬委員会は、取締役の報酬に関する手続きの公正性、透明性、客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実に図ることを目的とし、取締役報酬決定に関する取締役会の諮問機関として設置しております。報酬委員会は、その過半数を独立役員で構成することとし、代表取締役社長の他、社外取締役1名及び非常勤の社外監査役2名で構成され、業務執行取締役の個別報酬を決定しております。当事業年度は、報酬委員会を1回開催しております。

ニ. リスク・コンプライアンス委員会

リスク・コンプライアンス委員会は、常勤取締役、常勤監査役、各部部长により構成されており、原則として3か月に1回開催されております。法令遵守に関する内部統制やリスク管理の徹底を図るため、当社において想定されるリスクを洗い出し、対応方針を決定し、モニタリングすることで、リスクの発生を抑え、リスクが顕在化した場合の影響を最小限に抑えることを目的としております。

ホ. 会計監査の状況

当社は監査法人東海会計社が会計監査を担当しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。

ヘ. 内部監査

当社の内部監査は、専任の内部監査担当者を配置しておりませんが、年間の内部監査計画に従い、代表取締役社長により指名された内部監査担当者2名により、全部署に対して監査を実施しております。内部監査担当者は、自己監査とならないよう、自己が所属している部門以外について内部監査を実施しております。

なお、機関ごとの構成員は次のとおりであります。

役職名	氏名	取締役会	監査役会	報酬委員会	リスク・コンプライアンス委員会
代表取締役社長	神川 貴実彦	◎		○	◎
取締役	西田 和雅	○			○
取締役 (社外取締役)	椎名 茂	○		◎	
常勤監査役 (社外監査役)	杉本 哲也	△	◎		○
監査役 (社外監査役)	江口 新	△	○	○	
監査役 (社外監査役)	森山 雅勝	△	○	○	
執行役員	鈴木 貴之	(オブザーバー)			○
執行役員	老川 将司	(オブザーバー)			○

(注) 1. 各機関における議長・委員長を◎、構成員を○で示しております。

2. 全ての監査役は取締役会に出席し、取締役会の業務執行の状況を監視し、適宜意見を述べる義務を負っているため、△で示しております。

③ 企業統治に関するその他の事項

イ. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適切性を確保するための体制として、次のとおり「内部統制システムに関する基本方針」を定めており、この基本方針に基づき内部統制システムの整備及び運用を行っております。

a. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・「コンプライアンス規程」を定め、原則として毎四半期ごとに、代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスの遵守状況について確認するとともに、問題等に対しては早期に把握し諸施策を推進する。
- ・当社が取り扱う個人情報については、法令及び当社が定める「個人情報取扱規程」に基づき、厳重に管理する。
- ・社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等からの不当要求の拒絶等について、外部専門機関と連携し、全社を挙げて毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- ・役職員からの内部通報等を受け付けるため、外部の弁護士を含む複数の相談窓口を設置し、問題の早期発見を図る観点から通報者の秘匿と、通報したことによるいかなる不利益をも受けないものとする。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・「文書管理規程」に従い、取締役会及びリスク・コンプライアンス委員会その他重要会議の議事録や関連資料、稟議書、報告書等の情報について必要な保存及び管理を実施する。
- ・情報の保存に関しては、情報セキュリティポリシーを制定し、管理する。
- ・保存期間は、文書等の種類、重要性等に応じて「文書管理規程」に規定された期間とする。
- ・取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧することができる。

- c. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・「リスク管理規程」等の整備と検証及び業務遂行に係るリスクを的確に把握・評価し、個々のリスクにつき、これを予防するための措置またはその損失を極小にすべく、リスク・コンプライアンス委員会を定期的に開催し、リスク管理の適切性等の検証及び内部統制の見直しを行うことにより、リスク管理体制の充実を図る。
 - ・内部監査担当者は、内部監査計画の策定に当たり、経営に重要な影響を及ぼすリスク等を踏まえ監査事項を決定する。また必要により、監査指摘事項についてリスク・コンプライアンス委員会で協議する。
- d. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・業務の重要度に応じた決裁権限を「職務権限表」において明確にし、職務執行の適切性並びに効率性を確保する。
 - ・取締役会の運営に関する規程である「取締役会規程」を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
- e. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・企業活動に関連する法令及び定款等の周知並びに会社規程等の継続的な見直しと周知を図るとともに、内部監査担当者による定期的な内部監査により定期的に事業活動の適法性及び適切性等の検証を行う。
- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役からその職務を補助すべき使用人を求められた場合、監査の実効性の確保の観点から、補助使用人等の体制の強化に努めることとする。
 - ・補助使用人等は、業務の執行に係る役職を兼務しない等、独立性を確保することに努める。
 - ・補助使用人等の職務に関する指揮命令権は監査役に帰属するものとし、その任命や解任、懲戒及び人事異動等の人事事項は、事前に監査役の同意を得た上で決定する。
- g. 当社及び子会社の取締役及び使用人並びに子会社の監査役等が、当社の監査役に報告するための体制等
- ・監査役が経営に関する重要な会議に出席し、取締役等から職務の執行状況の報告を受けること、及び監査役が重要な決裁書類を閲覧し、経営情報をはじめとする各種の情報を取得することができる体制を整備する。
 - ・監査役が代表取締役社長等、会計監査人、内部統制担当者が実施した監査結果の報告や意見・情報交換を行う場を提供する。
 - ・当社の取締役及び使用人は、法令及び定款等違反並びに不正等、または内部通報があった事項等、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、監査役に報告するものとする。
 - ・監査役に報告を行った取締役及び使用人が、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制を整備する。
- h. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監査役がその職務の執行について、必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用の支払いを行う。

i. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・代表取締役社長及び内部監査担当者は、監査役と定期的または随時意見交換を行う機会を持つこととする。
- ・監査役は取締役会に出席するとともに、必要に応じて重要な会議等の社内会議体に参加し、また監査役会は重要な報告を受ける体制を整備する。
- ・監査役は会計監査人と定期的に会合を持つほか、監査役は内部監査担当者の監査に同行することができるものとする。

j. 反社会的勢力排除に向けた基本方針と体制

- ・暴力、威力と詐欺の手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力対応規程」を定め、それらを実行する為の「反社会的勢力調査マニュアル」を定める。
- ・反社会的勢力排除体制として、反社会的勢力対応部署を経営管理部、責任者を経営管理部長と定める。
- ・新規取引先について、記事検索等により審査した後、経営管理部長が反社会的勢力の該当性を判断する。既存取引先に対しては、原則として年に1度、継続取引先で前回調査実施から1年以上経過している取引先について調査を行う。
- ・取引当事者間の法的関係を規定する契約・規約・取引約款等において、取引先等が反社会的勢力等と関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には契約を解除できる旨の排除条項を盛り込む。
- ・反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、顧問弁護士及び全国暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

ロ. リスク管理体制の整備の状況

当社は、企業倫理及び法令順守等の徹底並びに会社損失の最小化を図るため、リスク管理規程の制定、リスク・コンプライアンス委員会の設置、内部通報制度の導入を行っております。

ハ. 取締役の定数

当社の取締役は5名以内とする旨を定款で定めております。

ニ. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款で定めております。

ホ. 剰余金の配当等の決定機関

当社は、株主への利益還元や資本政策を機動的に行うことを可能とするため、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨を定款で定めております。

ヘ. 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

ト. 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

チ．責任免除

当社は、会社法第426条第1項に基づき、取締役会の決議により、取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令が定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令が定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款に定めております。

リ．責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限られます。

④ 取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を月1回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
神川 貴実彦	12回	12回
西田 和雅	12回	12回
椎名 茂	12回	12回

取締役会における具体的な検討内容として、以下内容について審議、報告及び討議を行いました。

- ・法定審議事項
- ・当社グループの経営方針、中期経営計画、年度予算等の重要な事項に関する意思決定
- ・月次予算統制、月次業務報告等の重要事項の報告

⑤ 報酬委員会の活動状況

当事業年度において当社は報酬委員会を1回開催しており、個々の報酬委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
神川 貴実彦	1回	1回
椎名 茂	1回	1回
江口 新	1回	1回
森山 雅勝	1回	1回

報酬委員会における具体的な検討内容として、以下内容について審議及び報告を行いました。当委員会にて決定された役員報酬を決定するにあたっての方針については、「(4) 役員の報酬等」をご参照ください。

- ・取締役（社外取締役を除く）の報酬決定に関する指針及び算定式の妥当性
- ・取締役（社外取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針の策定

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性6名 女性一名 (役員のうち女性の比率－%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	神川 貴実彦	1968年12月6日	1995年1月 1997年11月 2000年12月	株式会社ボストン・コンサルティング・グループ 入社 株式会社ムービン (現：株式会社 リオディオス) 設立 代表取締役 就任 (現任) 当社設立 代表取締役社長就任 (現 任)	(注) 3	5,250,000
取締役	西田 和雅	1985年9月1日	2008年4月 2010年6月 2019年3月	株式会社日本政策投資銀行 入行 当社 入社 当社 取締役就任 (現任)	(注) 3	－
取締役	椎名 茂	1964年5月10日	1991年10月 1999年5月 2007年7月 2012年7月 2016年6月 2019年4月 2019年10月 2020年6月 2021年3月 2021年6月 2021年8月 2022年8月 2023年4月	日本電気株式会社 入社 KPMGグローバルソリューション株 式会社 入社 ベリングポイント株式会社 常務執 行役員就任 プライスウォーターハウスクーパ ース株式会社 代表取締役社長就任 KPMGコンサルティング株式会社 代 表取締役副社長就任 慶應義塾大学理工学部 訪問教授就 任 (現任) 公益財団法人日本障害者スキー連 盟 会長就任 (現任) 株式会社 ミクニ 社外取締役就任 (現任) 株式会社ホットリンク 社外取締役 就任 (現任) C Channel株式会社 社外監査役就 任 (現任) 株式会社TAKARA & COMPANY 社外取 締役就任 (現任) マーヴェリック株式会社 代表取締 役就任 (現任) 当社 社外取締役就任 (現任)	(注) 3	－
常勤監査役	杉本 哲也	1986年9月2日	2013年2月 2015年9月 2018年7月 2020年1月 2023年4月	新日本有限責任監査法人 (現：EY 新日本有限責任監査法人) 入所 公認会計士登録 株式会社コーポレート・アドバイ ザーズ・アカウンティング 入社 杉本公認会計士事務所 開所 (現 任) 当社 常勤監査役就任 (現任)	(注) 4	－
監査役	江口 新	1963年11月17日	1998年3月 2004年6月 2023年4月	有限会社ビーシーワークス (現： 株式会社ベイカレント) 設立 代 表取締役就任 株式会社ESY 設立 代表取締役社長 就任 (現任) 当社 社外監査役就任 (現任)	(注) 4	－

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役	森山 雅勝	1970年 5 月21日	1993年 4 月	ブライスウォーターハウスコンサル タント株式会社（現：日本ア イ・ビー・エム株式会社） 入社	(注) 4	—
			2002年 6 月	トランス・コスモス株式会社 取締 役就任		
			2019年 6 月	トランス・コスモス株式会社 専務 執行役員就任（現任）		
			2023年 4 月	当社社外監査役就任（現任）		
計						5,250,000

- (注) 1. 取締役椎名茂は、社外取締役であります。
2. 監査役杉本哲也、江口新及び森山雅勝は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2025年6月24日開催の臨時株主総会終結の時から選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2025年6月24日開催の臨時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 代表取締役社長神川貴実彦の保有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社リオディオスの所有する株式数を含んでおります。

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。

社外取締役椎名茂は、企業経営に関する豊富な経験及び幅広い知見に加え、上場企業での社外取締役や社外監査役の経験から培われた専門的な知識を有しており、これらの経験及び知見・知識を当社の経営に活かせると判断し、社外取締役に選任しております。

社外監査役杉本哲也は、公認会計士としての財務及び会計に関する専門的な知識に加え、会計監査の実務経験を有しており、これらの知識及び経験に基づき公正中立的な立場から財務及び会計面に対する監査体制の強化が図れると判断し、社外監査役に選任しております。

社外監査役江口新は、コンサルティング業界に関する深い知見に加え、長年の企業経営から培われた豊富な経験を有しており、これらの知見及び経験に基づき公正中立的な立場から経営全般に対する監査・監督が行えると判断し、社外監査役に選任しております。

社外監査役森山雅勝は、事業戦略に関する専門的な知識及び経験に加え、上場会社の取締役として会社経営全般に携わる中で培った豊富な知識及び経験を有しており、これらの知識及び経験に基づき公正中立的な立場から経営全般に対する監査・監督が行えると判断し、社外監査役に選任しております。

なお、当社と社外役員全員との間には人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

また、当社は、社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準や方針についての特段の定めはありませんが、社外取締役又は社外監査役を選任する際の独立性に関して、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の判断基準を参考にしており、独立した立場から職務を遂行できる体制を確保しております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役又は社外監査役と内部監査担当者は、定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行い、監査機能の向上を図っております。また、監査役、内部監査担当者及び会計監査人は、適時に情報の共有を図り、監査上の問題点の有無や課題等について、意見交換を行っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社は、監査役会設置会社であり、3名の監査役（全員が社外監査役）により構成され、常勤監査役杉本哲也氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

各監査役は、毎月開催される取締役会に出席し、取締役の業務執行状況に関する報告を受け、それに対し意見を述べ、また毎月開催される監査役会での情報共有や議論を行う他、従業員へのヒアリングや重要書類の閲覧等を通じて、適法性及び妥当性について監査を実施しております。

当事業年度において当社は監査役会を月1回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
杉本 哲也	12回	12回
江口 新	12回	12回
森山 雅勝	12回	12回

監査役会における具体的な検討内容は、次のとおりであります。

- ・監査役監査の方針及び監査計画の策定
- ・取締役の業務執行の妥当性
- ・会計監査人の監査の方法及び結果の妥当性、会計監査人の評価、監査報酬の妥当性
- ・内部統制システムの整備・運用

また、常勤監査役の活動としては、次のとおりであります。

- ・取締役会、リスク・コンプライアンス委員会への出席
- ・稟議書等の重要書類の定期的な閲覧
- ・監査上の重要課題等に対する代表取締役社長との意見交換

② 内部監査の状況

当社の内部監査は、代表取締役社長から任命された内部監査担当者2名で実施しております。内部監査担当者は、内部監査規程及び代表取締役社長から承認を得た内部監査計画に基づいて監査を実施し、その結果を代表取締役社長に対して直接報告を行っております。なお、各内部監査担当者は、自己監査を防止するため、それぞれが自己の属する部門以外の部門に対して業務監査を実施することにより、監査の独立性を確保しております。内部監査計画は、代表取締役社長の承認を経た後、取締役会にて報告することとし、定期的に内部監査の実施状況を取締役会に報告することとしております。

また、内部監査担当者は、監査役、会計監査人と緊密な連携を保つため、定期的に三様監査会議を開催し、内部監査の進捗状況及び監査結果の共有や監査上の問題点及び課題等に対する情報交換を行い、相互の連携を図っております。この内容は監査役会にも報告され、監査役会において内部監査の実施状況や課題について議論を行い、その結果を内部監査担当者と情報交換を行うことにより、内部監査の実効性の確保に努めております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

監査法人東海会計社

b. 継続監査期間

2023年12月期以降の2年間

c. 業務を執行した公認会計士

後藤 久貴
片井 悠太

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他1名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人が独立性を保持できること、職務遂行に必要な監査体制及び専門性を有すること、監査報酬が合理的かつ妥当であること等を総合的に勘案し、監査法人の選定を行っております。

なお、監査役会は、会計監査人の職務遂行に支障があると認められる場合、その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価にあたり、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」等を参考として、独立性、専門性、品質管理体制等について総合的に評価し、監査法人の監査体制及び職務遂行状況等に問題はないと評価しております。監査法人から報告を受けた監査計画・監査の実施状況・職務の遂行が適正に行われていることを確保するための品質管理体制等とその実績・実態を比較検証するとともに、監査報告書の内容の充実度等を総合的に評価しており、監査法人の監査体制、職務遂行状況等は適切であると評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区 分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	10,800	—	12,300	—
連結子会社	—	—	—	—
計	10,800	—	12,300	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（a.を除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としては、監査公認会計士等より提示された監査計画の内容を基に、当社の事業規模や特性に対する監査工数の妥当性及び監査報酬の算定根拠等を勘案し、会社法第399条に基づき、監査役会の同意を得た上で決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容及び会計監査の職務執行状況を確認し、検討した結果、その内容及び監査工数等に対して妥当と判断し、会計監査人の報酬等に対して会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

イ. 役員の報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、2023年12月13日開催の報酬委員会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めており、その概要は次のとおりであります。

なお、取締役会において、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容に係る決定方法及び決定された報酬等の内容が報酬委員会で定められた決定方針と整合していることを審議の上、確認しております。故に、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

ａ. 基本方針

取締役報酬は、継続的な企業価値の向上と当社の業績向上へのインセンティブとして機能することを基本方針として設計しております。報酬等の水準については、当社取締役の役割と責任に見合った水準を設定することとしております。

ｂ. 算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

業務執行取締役の報酬については、「固定報酬」及び「業績連動報酬」によって構成されており、「固定報酬」については、役位及び職務に応じて従業員の給与水準等を総合的に勘案し決定しております。「業績連動報酬」については、利益水準及び各種経営指標の達成度合い等を総合的に勘案の上決定しており、具体的には、前事業年度における期首計画の達成度合いに応じて前事業年度の営業利益額の4～6%を「業績連動報酬」の総枠とし、各取締役の前事業年度における業績貢献度に応じて配分することにより、各取締役の「業績連動報酬」の額を決定しております。営業利益額を「業績連動報酬」に係る業績指標とした理由は、取締役の責務や期待される役割を評価する上で、事業活動の成果である営業利益額は最も適切な指標であり、この事業活動の成果と報酬に連動性を持たせ、各業務執行取締役の持続的な業績成長に対する意識を高めることが、企業価値の向上に資すると判断したためであります。「固定報酬」及び「業績連動報酬」については、毎年4月以降の1年間の報酬を決定しており、定期同額給与となっております。

社外取締役の報酬等については、「固定報酬」のみによって構成され、業績連動型報酬の支給を行っておりません。「固定報酬」については、経験、見識及び役割等に応じて決定いたします。

なお、各取締役の個人別の報酬等の額の決定については、後述「ハ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項」に記載のとおり、代表取締役社長神川貴実彦に委任されておりますが、当該決定は過半数が独立役員で構成される報酬委員会の答申内容を踏まえて行うこととしております。

ｃ. 各取締役における業績貢献度の測定方法および業績連動報酬の配分率決定方法

まず、報酬委員会にて代表取締役の業績貢献度を測定し、配分率を決定しております。その上で、他の取締役の業績貢献度についても、代表取締役の面談結果を参考に、報酬委員会にて各々の取締役の業績貢献度を測定し、配分率を決定しております。なお、導入初年度については、業績連動報酬の配分率決定にあたり、前事業年度の業績貢献度に加え、前事業年度の取締役報酬額の配分率を参考としております。ただし、特定の取締役に著しく偏らないよう配慮し、明確な根拠がある場合を除き、配分を行うことといたします。

ロ. 役員の報酬等に関する株主総会の決議

取締役の報酬額については、2024年3月27日開催の定時株主総会において、年額2億円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名であります。

監査役の報酬額については、2025年6月24日開催の臨時株主総会において、年額150万円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

ハ、取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の額については、取締役会決議に基づき、株主総会決議による報酬等の総額の範囲内において、その配分方法の決定を代表取締役社長神川貴実彦に委任しております。当該委任を行った理由としては、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の評価を行うには代表取締役が最も適しているためであります。

なお、代表取締役社長神川貴実彦による報酬等の額の決定が適切に行われるために、報酬委員会において算定した報酬等の額に基づく答申内容を前提として、取締役の個人別の報酬等の額を決定するものとしております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	135,549	17,775	117,774	—	—	2
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—	—
社外役員	7,608	7,608	—	—	—	4

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名	連結報酬等 の総額 (千円)	役員区分	会社区分	連結報酬等の種類別の額 (千円)			
				固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等
神川 貴実彦	122,912	取締役	提出会社	8,662	114,249	—	—

(注) 連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外の目的により保有する株式を純投資目的以外の目的である投資株式として区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、中長期的な企業価値向上の観点から、取引先との安定的な関係維持・強化、経済合理性、経営戦略の一環として必要と判断した場合等に、純投資目的以外の目的である投資株式の保有を検討しております。

また、個別銘柄ごとの保有の合理性については、保有先企業の財政状態や経営成績の状況等を継続的に検証するとともに、定期的に取り締役会において当社の中長期的な企業価値向上に資する保有であるか否かに照らし、取引関係の維持・強化、保有意義、経済合理性等を総合的に検討した上で、保有の適否を判断しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (千円)
非上場株式	1	2,000
非上場株式以外の株式	—	—

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び中間連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下、「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、連結財務諸表規則に基づいて作成しております。また、当社の中間連結財務諸表は、第1種中間連結財務諸表であります。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（2023年1月1日から2023年12月31日まで）及び当連結会計年度（2024年1月1日から2024年12月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（2023年1月1日から2023年12月31日まで）及び当事業年度（2024年1月1日から2024年12月31日まで）の財務諸表について、監査法人東海会計社により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）の中間連結財務諸表について、監査法人東海会計社により期中レビューを受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、監査法人等の専門的知識を有する団体等が主催するセミナーに参加し、情報収集に努めております

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,202,992	1,859,193
売掛金	119,388	243,161
前払費用	12,936	18,006
その他	17,707	232
流動資産合計	1,353,026	2,120,594
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	25,874	30,227
工具、器具及び備品（純額）	1,044	937
有形固定資産合計	※ 26,918	※ 31,165
無形固定資産		
ソフトウェア	234,166	177,966
無形固定資産合計	234,166	177,966
投資その他の資産		
投資有価証券	21,131	2,000
差入保証金	74,353	102,226
繰延税金資産	14,544	33,538
その他	1	—
投資その他の資産合計	110,031	137,765
固定資産合計	371,116	346,897
資産合計	1,724,142	2,467,492
負債の部		
流動負債		
未払金	42,436	62,222
未払費用	235,928	159,178
未払法人税等	62,824	244,318
その他	73,205	126,083
流動負債合計	414,394	591,802
負債合計	414,394	591,802
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,500	20,500
利益剰余金	1,279,428	1,855,189
株主資本合計	1,299,928	1,875,689
非支配株主持分	9,820	—
純資産合計	1,309,748	1,875,689
負債純資産合計	1,724,142	2,467,492

【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

当中間連結会計期間
(2025年 6 月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	2,471,564
売掛金	259,788
前払費用	28,137
その他	1,026
流動資産合計	2,760,516
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	28,495
工具、器具及び備品（純額）	692
有形固定資産合計	29,188
無形固定資産	
ソフトウェア	149,866
無形固定資産合計	149,866
投資その他の資産	
投資有価証券	75,761
差入保証金	98,393
繰延税金資産	30,941
その他	5
投資その他の資産合計	205,102
固定資産合計	384,157
資産合計	3,144,673
負債の部	
流動負債	
未払金	62,779
未払費用	124,499
未払法人税等	334,867
その他	109,128
流動負債合計	631,275
負債合計	631,275
純資産の部	
株主資本	
資本金	20,500
利益剰余金	2,488,354
株主資本合計	2,508,854
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	4,544
その他の包括利益累計額合計	4,544
純資産合計	2,513,398
負債純資産合計	3,144,673

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
売上高	※1 2,323,483	※1 2,387,925
売上原価	89,047	102,555
売上総利益	2,234,435	2,285,370
販売費及び一般管理費	※2 1,700,690	※2 1,423,782
営業利益	533,745	861,587
営業外収益		
受取利息	9	122
投資事業組合運用益	—	1,970
受取ロイヤリティー	95	412
その他	—	36
営業外収益合計	104	2,541
営業外費用		
投資事業組合運用損	21,780	—
その他	502	—
営業外費用合計	22,282	—
経常利益	511,567	864,128
特別利益		
固定資産売却益	※3 1,493	—
特別利益合計	1,493	—
税金等調整前当期純利益	513,061	864,128
法人税、住民税及び事業税	127,670	307,582
法人税等調整額	49,752	△18,994
法人税等合計	177,422	288,588
当期純利益	335,638	575,540
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	△179	△220
親会社株主に帰属する当期純利益	335,818	575,761

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
当期純利益	335,638	575,540
包括利益	335,638	575,540
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	335,818	575,761
非支配株主に係る包括利益	△179	△220

【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30 日)
売上高	1,798,620
売上原価	75,521
売上総利益	1,723,099
販売費及び一般管理費	※ 755,721
営業利益	967,377
営業外収益	
受取利息	785
受取ロイヤリティー	75
その他	16
営業外収益合計	878
経常利益	968,256
税金等調整前中間純利益	968,256
法人税等	335,091
中間純利益	633,164
親会社株主に帰属する中間純利益	633,164

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
中間純利益	633,164
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	4,544
その他の包括利益合計	4,544
中間包括利益	637,708
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	637,708

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			非支配株主 持分	純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計		
当期首残高	20,500	943,609	964,109	—	964,109
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益		335,818	335,818		335,818
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				9,820	9,820
当期変動額合計	—	335,818	335,818	9,820	345,638
当期末残高	20,500	1,279,428	1,299,928	9,820	1,309,748

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			非支配株主 持分	純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計		
当期首残高	20,500	1,279,428	1,299,928	9,820	1,309,748
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益		575,761	575,761		575,761
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				△9,820	△9,820
当期変動額合計	—	575,761	575,761	△9,820	565,941
当期末残高	20,500	1,855,189	1,875,689	—	1,875,689

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	513,061	864,128
減価償却費及びその他の償却費	53,955	64,449
紹介収入返金引当金の増減額 (△は減少)	△85,969	—
受取利息	△9	△122
投資事業組合運用損益 (△は益)	21,780	△1,970
固定資産売却損益 (△は益)	△1,493	—
売上債権の増減額 (△は増加)	21,600	△123,772
前払費用の増減額 (△は増加)	△1,514	△5,069
未払金の増減額 (△は減少)	△78,149	13,570
未払費用の増減額 (△は減少)	22,966	△76,750
その他	△64,597	70,429
小計	401,629	804,892
利息の受取額	8	103
法人税等の支払額	△151,418	△126,060
営業活動によるキャッシュ・フロー	250,219	678,936
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	—	△1,535
有形固定資産の売却による収入	2,613	—
無形固定資産の取得による支出	△281,000	—
投資有価証券の取得による支出	△2,000	—
投資事業組合への出資による支出	△1,520	△446
投資事業組合からの分配による収入	37,709	21,498
差入保証金の差入による支出	—	△32,672
差入保証金の回収による収入	—	19
その他	△53	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△244,250	△13,135
財務活動によるキャッシュ・フロー		
非支配株主からの払込みによる収入	10,000	—
非支配株主への払戻による支出	—	△9,599
財務活動によるキャッシュ・フロー	10,000	△9,599
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	15,968	656,201
現金及び現金同等物の期首残高	1,187,024	1,202,992
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1,202,992	※ 1,859,193

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益	968,256
減価償却費及びその他の償却費	33,910
受取利息	△785
売上債権の増減額（△は増加）	△16,626
前払費用の増減額（△は増加）	△10,131
未払金の増減額（△は減少）	67
未払費用の増減額（△は減少）	△34,678
その他	△17,754
小計	922,258
利息の受取額	665
法人税等の支払額	△244,318
営業活動によるキャッシュ・フロー	678,604
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△6,215
投資有価証券の取得による支出	△60,019
投資活動によるキャッシュ・フロー	△66,234
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	612,370
現金及び現金同等物の期首残高	1,859,193
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 2,471,564

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

エージェント1株式会社

ThinkAI Consortium株式会社

2023年1月17日においてエージェント1株式会社を新たに設立したため、当連結会計年度より連結子会社となりました。また、2023年9月5日においてThinkAI Consortium株式会社を新たに設立したため、当連結会計年度より連結子会社となりました。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～15年
工具、器具及び備品	5～10年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア(自社利用分)	5年
---------------	----

(3) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 自社データベースの活用により生じる収益

自社データベースに登録した求職者を、顧客である求人企業に対して紹介を行っており、求職者が求人企業に入社した時点で当社及び連結子会社の履行義務を充足すると判断し、顧客との契約に基づく取引価格を当該時点で収益として認識しております。なお、顧客との契約において、顧客へ紹介した求職者が入社後一定期間内に自己都合退職等により離職した場合に、顧客から受領した対価の一定割合の額を返金する旨が定められているため、過去一定期間における返金実績率を基に将来返金が見込まれる額を算定し、当該額については収益を認識せず、これに対応する額を返金負債（連結貸借対照表上は流動負債の「その他」に含めております）として計上しております。

② 外部媒体の利用により生じる収益

スカウトサイト運営企業等の外部媒体から紹介を受けた求職者を、顧客である求人企業に対して紹介を行っており、求職者が求人企業に入社した時点で当社及び連結子会社の履行義務を充足すると判断し、顧客との契約に基づく取引価格を当該時点で収益として認識しております。なお、顧客との契約において、顧客へ紹介した求職者が入社後一定期間内に自己都合退職等により離職した場合に、顧客から受領した対価の一定割合の額を返金する旨が定められているため、過去一定期間における返金実績率を基に将来返金が見込まれる額を算定し、当該額については収益を認識せず、これに対応する額を返金負債（連結貸借対照表上は流動負債の「その他」に含めております）として計上しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

1社

連結子会社の名称

エージェント1株式会社

連結子会社であったThinkAI Consortium株式会社は清算したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～15年
工具、器具及び備品	5～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分）	5年
---------------	----

(3) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 自社データベースの活用により生じる収益

自社データベースに登録した求職者を、顧客である求人企業に対して紹介を行っており、求職者が求人企業に入社した時点で当社及び連結子会社の履行義務を充足すると判断し、顧客との契約に基づく取引価格を当該時点で収益として認識しております。なお、顧客との契約において、顧客へ紹介した求職者が入社後一定期間内に自己都合退職等により離職した場合に、顧客から受領した対価の一定割合の額を返金する旨が定められているため、過去一定期間における返金実績率を基に将来返金が見込まれる額を算定し、当該額については収益を認識せず、これに対応する額を返金負債（連結貸借対照表上は流動負債の「その他」に含めております）として計上しております。

② 外部媒体の利用により生じる収益

スカウトサイト運営企業等の外部媒体から紹介を受けた求職者を、顧客である求人企業に対して紹介を行っており、求職者が求人企業に入社した時点で当社及び連結子会社の履行義務を充足すると判断し、顧客との契約に基づく取引価格を当該時点で収益として認識しております。なお、顧客との契約において、顧客へ紹介した求職者が入社後一定期間内に自己都合退職等により離職した場合に、顧客から受領した対価の一定割合の額を返金する旨が定められているため、過去一定期間における返金実績率を基に将来返金が見込まれる額を算定し、当該額については収益を認識せず、これに対応する額を返金負債（連結貸借対照表上は流動負債の「その他」に含めております）として計上しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

当連結会計年度の連結財務諸表を作成するに当たり行った会計上の見積りのうち、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があると識別したものはありません。

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

当連結会計年度の連結財務諸表を作成するに当たり行った会計上の見積りのうち、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があると識別したものはありません。

(会計方針の変更)

前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結財務諸表に与える影響はありません。

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)

(1) 概要

その他の包括利益に対して課税される場合の法人税等の計上区分及びグループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2025年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による連結財務諸表への影響はありません。

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)

(1) 概要

その他の包括利益に対して課税される場合の法人税等の計上区分及びグループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2025年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による連結財務諸表への影響はありません。

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による連結財務諸表への影響は、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	6,852千円	10,355千円

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係） 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
役員報酬	473,803千円	143,157千円
給料及び手当	269,652 "	474,379 "
賞与	387,395 "	223,955 "
法定福利費	68,998 "	93,005 "
外注費	251,349 "	162,149 "

※3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
機械装置及び運搬具	1,493千円	一千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式（株）	230	—	—	230
自己株式				
普通株式（株）	—	—	—	—

2. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての第1回新株予約権	—	—	—	—	—	—
	ストック・オプションとしての第2回新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計			—	—	—	—	—

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式（株）	230	—	—	230
自己株式				
普通株式（株）	—	—	—	—

2. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての第1回新株予約権	—	—	—	—	—	—
	ストック・オプションとしての第2回新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計			—	—	—	—	—

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
現金及び預金	1,202,992千円	1,859,193千円
現金及び現金同等物	1,202,992千円	1,859,193千円

(リース取引関係)

前連結会計年度 (2023年12月31日)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1 年以内	79,431千円
1 年超	33,096 〃
合計	112,528千円

当連結会計年度 (2024年12月31日)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1 年以内	112,103千円
1 年超	134,309 〃
合計	246,413千円

(金融商品関係)

前連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金を安全性の高い金融資産で運用し、また運転資金は自己資金により賄っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに対し、当社グループでは、与信管理規程に従い、営業債権について経営管理部が取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、主に非上場株式、投資事業有限責任組合への出資であり、発行体及び投資事業有限責任組合の信用リスクに晒されております。当該リスクに対し、適時に決算書等の入手により発行体及び投資事業有限責任組合の財務状況等を把握しております。

差入保証金は、本社事業所等の賃貸借に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクに対し、賃貸借契約締結時及び定期的に差入先の信用状況を把握することにより、リスク軽減を図っております。

営業債務である未払金、未払法人税等は、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されております。当該リスクに対し、当社グループでは、経営管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」「売掛金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
差入保証金 ^(*)	59,843	59,838	△5
資産計	59,843	59,838	△5

(*) 連結貸借対照表計上額及び時価については、最終的に回収が見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）を控除しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については、金融商品の時価等に関する事項の開示対象としておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（千円）
非上場株式	2,000
投資事業有限責任組合出資金	19,131

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,202,992	—	—	—
売掛金	119,388	—	—	—
差入保証金	70	59,773	—	—
合計	1,322,451	59,773	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	59,838	—	59,838
資産計	—	59,838	—	59,838

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、合理的に見積もった償還予定時期に基づき、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金を安全性の高い金融資産で運用し、また運転資金は自己資金により賄っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに対し、当社グループでは、与信管理規程に従い、営業債権について経営管理部が取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、非上場株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。当該リスクに対し、適時に決算書等の入手し発行体の財務状況等を把握することにより、リスク軽減を図っております。

差入保証金は、本社事業所等の賃貸借に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクに対し、賃貸借契約締結時及び定期的に差入先の信用状況を把握することにより、リスク軽減を図っております。

営業債務である未払金、未払法人税等は、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されております。当該リスクに対し、当社グループでは、経営管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」「売掛金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
差入保証金 ^(※1)	83,699	82,261	△1,438
資産計	83,699	82,261	△1,438

(※1) 連結貸借対照表計上額及び時価については、最終的に回収が見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）を控除しております。

(注1) 市場価格のない株式等については、金融商品の時価等に関する事項の開示対象としておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（千円）
非上場株式	2,000

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,859,193	—	—	—
売掛金	243,161	—	—	—
差入保証金	70	83,629	—	—
合計	2,102,425	83,629	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	82,261	—	82,261
資産計	—	82,261	—	82,261

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、合理的に見積もった償還予定時期に基づき、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度（2023年12月31日）

その他有価証券

非上場株式（連結貸借対照表計上額2,000千円）は、市場価格のない株式等であるため、記載しておりません。また、投資事業有限責任組合への出資（連結貸借対照表計上額19,131千円）については、連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資であるため、記載しておりません。

当連結会計年度（2024年12月31日）

その他有価証券

非上場株式（連結貸借対照表計上額2,000千円）は、市場価格のない株式等であるため、記載しておりません。

(退職給付関係)

前連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度(2023年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2025年6月24日に1株を35,000株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2019年9月12日	2023年8月9日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名	当社取締役1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 35,000株	普通株式 35,000株
付与日	2019年9月12日	2023年8月9日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① スtockオプション制度の内容」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① スtockオプション制度の内容」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2021年9月13日～2029年9月12日	2025年8月9日～2033年8月8日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2019年9月12日	2023年8月9日
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	35,000	—
付与	—	35,000
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	35,000	35,000
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

	第1新株予約権	第2新株予約権
決議年月日	2019年9月12日	2023年8月9日
権利行使価格(円)	212	655
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値により算定しております。

なお、単位当たりの本源的価値の算定の基礎となる当社株式の評価方法は、純資産価額法及びD C F法の折衷法によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	15,505千円
当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	一千円

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度（2024年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2025年6月24日に1株を35,000株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2019年9月12日	2023年8月9日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名	当社取締役1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 35,000株	普通株式 35,000株
付与日	2019年9月12日	2023年8月9日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2021年9月13日～2029年9月12日	2025年8月9日～2033年8月8日

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第1株新株予約権	第2株新株予約権
決議年月日	2019年9月12日	2023年8月9日
権利確定前（株）		
前連結会計年度末	35,000	35,000
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	35,000	35,000
権利確定後（株）		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

	第1株新株予約権	第2株新株予約権
決議年月日	2019年9月12日	2023年8月9日
権利行使価格（円）	212	655
行使時平均株価（円）	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値により算定しております。

なお、単位当たりの本源的価値の算定の基礎となる当社株式の評価方法は、純資産価額法及びDCF法の折衷法によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	15,505千円
当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	一千円

(税効果会計関係)

前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金(注)2	636千円
未払社会保険料	2,066 "
未払事業税	4,717 "
返金負債	1,484 "
未払費用	4,527 "
差入保証金償却	1,799 "
繰延税金資産小計	15,230千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)1, 2	△636 "
繰延税金資産合計	14,594千円

繰延税金負債

その他	△50千円
繰延税金負債合計	△50千円
繰延税金資産純額	14,544千円

(注) 1. 評価性引当額に重要な変動はありません。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 ※	—	—	—	—	—	636	636千円
評価性引当額	—	—	—	—	—	△636	△636 "
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	— "

※ 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。

3. 決算日後における法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が、2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より防衛特別法人税が課されることとなりました。

これに伴い、2027年1月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率が、従来の34.6%から35.4%へ変更されます。

なお、変更後の法定実効税率を当連結会計年度末に適用した場合の影響は軽微であります。

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払社会保険料	2,269千円
未払事業税	23,020 "
未払事業所税	178 "
返金負債	1,355 "
未払費用	3,311 "
差入保証金償却	3,440 "
繰延税金資産小計	33,575千円
評価性引当額	－ "
繰延税金資産合計	33,575千円
繰延税金負債	
その他	△36千円
繰延税金負債合計	△36千円
繰延税金資産純額	33,538千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。

3. 決算日後における法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が、2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より防衛特別法人税が課されることとなりました。

これに伴い、2027年1月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率が、従来の34.6%から35.4%へ変更されます。

なお、変更後の法定実効税率を当連結会計年度末に適用した場合の影響は軽微であります。

（資産除去債務関係）

前連結会計年度（2023年12月31日）

当社グループは、本社事業所の賃貸借契約に基づき、当該事業所の退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する差入保証金を資産として計上しているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に帰属する金額を費用計上する方法によっております。

当連結会計年度（2024年12月31日）

当社グループは、本社事業所の賃貸借契約に基づき、当該事業所の退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する差入保証金を資産として計上しているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に帰属する金額を費用計上する方法によっております。

(収益認識関係)

前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、人材紹介事業のみの単一セグメントであるため、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、次のとおり販売経路別に記載しております。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
自社データベースの活用により生じる収益	1,885,135
外部媒体の利用により生じる収益	438,348
顧客との契約から生じる収益	2,323,483
外部顧客への売上高	2,323,483

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (3) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権の残高等

(単位：千円)

顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	140,988
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	119,388

顧客との契約から生じた債権は、連結貸借対照表における「売掛金」であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格について、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、人材紹介事業のみの単一セグメントであるため、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、次のとおり販売経路別に記載しております。

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
自社データベースの活用により生じる収益	1,930,921
外部媒体の利用により生じる収益	457,004
顧客との契約から生じる収益	2,387,925
外部顧客への売上高	2,387,925

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項） 4. 会計方針に関する事項 (3) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権の残高等

(単位：千円)

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	119,388
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	243,161

顧客との契約から生じた債権は、連結貸借対照表における「売掛金」であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格について、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

当社グループの事業セグメントは、人材紹介事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

当社グループの事業セグメントは、人材紹介事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主 (法人)	株式会社リオ ディオス	東京都 渋谷区	16,000	資産管理会社	(被所有) 直接34.8	H P・スカ ウトサイト の使用	ソフトウエ アの譲受 (注)	281,000	—	—

(注) ソフトウェアの譲受については、独立第三者による事業価値の算定結果を踏まえ、双方協議の上、契約等に基づき決定しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
1株当たり純資産額	161.48円	233.00円
1株当たり当期純利益	41.72円	71.52円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載していません。
2. 当社は、2025年6月24日開催の取締役会決議により、2025年6月24日付で普通株式1株につき普通株式35,000株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	335,818	575,761
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	335,818	575,761
普通株式の期中平均株式数(株)	8,050,000	8,050,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第1回新株予約権 普通株式 35,000株 第2回新株予約権 普通株式 35,000株	第1回新株予約権 普通株式 35,000株 第2回新株予約権 普通株式 35,000株

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(発行可能株式総数の変更及び単元株制度の採用に伴う定款の一部変更)

当社は、2025年6月24日開催の臨時株主総会の決議に基づき、2025年6月24日付で発行可能株式総数の変更及び1単元を100株とする単元株制度の採用を行っております。当該定款の一部変更の内容は、次のとおりであります。

1. 発行可能株式総数の変更

発行可能株式総数を800株から920株へ変更しております。

2. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株としております。

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2025年6月24日開催の取締役会の決議に基づき、2025年6月24日付で株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。当該株式分割及び定款の一部変更の内容は、次のとおりであります。

1. 株式分割

(1) 目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性向上及び投資家層拡大を図るためであります。

(2) 株式分割の割合及び時期

2025年6月24日付で同日の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき35,000株の割合をもって分割しております。

(3) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	230株
今回の株式分割により増加する株式数	8,049,770株
株式分割後の発行済株式総数	8,050,000株

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響は、(1株当たり情報)に反映されております。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2025年6月24日を効力発生日として、当社定款第6条に定める発行可能株式総数を変更するためであります。

(2) 変更の内容

発行可能株式総数を920株から32,200,000株へ変更しております。

3. その他

(1) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

(2) 新株予約権行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、2025年6月24日以降、新株予約権の1株当たりの行使価額を以下のとおり調整いたしました。

新株予約権の名称	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権	7,398,101円	212円
第2回新株予約権	22,924,166円	655円

(ストック・オプション(新株予約権)の発行)

当社は、2025年7月10日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社及び当社子会社の従業員に対し、新株予約権を発行することを決議いたしました。

1. 第3回新株予約権

付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1
新株予約権の数(個)	175(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 17,500(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	790.1(注) 2
新株予約権の行使期間	2027年7月11日～2035年7月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 790.1 資本組入額 395.05
新株予約権の行使の条件	① 権利行使時まで継続して、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、従業員、顧問、アドバイザーまたはこれに準ずる地位を有しているものとする。ただし、退任又は退職後の権利行使につき当社の取締役会が認めた場合は、この限りでない。 ② 新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ③ 当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、割当新株予約権を行使することはできないものとする。 ④ これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

上記のほか、割当日後、付与株式数を調整すべきやむを得ない事由が生じた場合にも、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

2. 当社が行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行または自己株式の処分をする場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

また、株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1に準じて決定します。
- ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
- ホ 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとします。
- ヘ 新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定します。
- ト 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。
- チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由
- ① 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができます。
 - ② 新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当該新株予約権を無償で取得することができます。
 - ③ 再編対象会社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができます。

2. 第4回新株予約権

付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 4 当社子会社の従業員 1
新株予約権の数（個）	175（注） 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 17,500（注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	790.1（注） 2
新株予約権の行使期間	2030年7月11日～2035年7月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 790.1 資本組入額 395.05
新株予約権の行使の条件	① 権利行使時まで継続して、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、従業員、顧問、アドバイザーまたはこれに準ずる地位を有しているものとする。ただし、退任又は退職後の権利行使につき当社の取締役会が認めた場合は、この限りでない。 ② 権利行使期間中にチーム責任者（プレイングマネージャー、ラインマネージャー、チームリーダーまたはこれに準ずる地位）、執行役員、取締役の職責から離れた場合、本新株予約権の行使は認めない。 ③ 新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ④ 当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、割当新株予約権を行使することはできないものとする。 ⑤ これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注） 3

（注） 1～3. 上記「1. 第3回新株予約権」の（注） 1～3に記載のとおりであります。

【注記事項】

(会計方針の変更等)

当中間連結会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当中間連結会計期間の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による中間連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当中間連結会計期間の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

(中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当中間連結会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
給与及び手当	296,697千円
賞与	74,249 "
法定福利費	54,815 "
外注費	117,888 "

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
現金及び預金	2,471,564千円
現金及び現金同等物	2,471,564千円

(株主資本等関係)

当中間連結会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間連結会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

当社グループの事業セグメントは、人材紹介事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、人材紹介事業のみの単一セグメントであるため、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、次のとおり販売経路別に記載しております。

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
自社データベースの活用により生じる収益	1,478,558
外部媒体の利用により生じる収益	320,062
顧客との契約から生じる収益	1,798,620
外部顧客への売上高	1,798,620

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
1株当たり中間純利益	78円65銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純利益（千円）	633,164
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益（千円）	633,164
普通株式の期中平均株式数（株）	8,050,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会 計年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 当社は、2025年6月24日付で普通株式1株につき普通株式35,000株の割合で株式分割を行っております。当中間連結会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり中間純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(ストック・オプション(新株予約権)の発行)

当社は、2025年7月10日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社及び当社子会社の従業員に対し、新株予約権を発行することを決議いたしました。

1. 第3回新株予約権

付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1
新株予約権の数(個)	175(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 17,500(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	790.1(注) 2
新株予約権の行使期間	2027年7月11日～2035年7月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 790.1 資本組入額 395.05
新株予約権の行使の条件	① 権利行使時まで継続して、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、従業員、顧問、アドバイザーまたはこれに準ずる地位を有しているものとする。ただし、退任又は退職後の権利行使につき当社の取締役会が認めた場合は、この限りでない。 ② 新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ③ 当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、割当新株予約権を行使することはできないものとする。 ④ これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

上記のほか、割当日後、付与株式数を調整すべきやむを得ない事由が生じた場合にも、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

2. 当社が行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行または自己株式の処分をする場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

また、株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1に準じて決定します。
- ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
- ホ 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとします。
- ヘ 新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定します。
- ト 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。
- チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由
- ① 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができます。
 - ② 新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当該新株予約権を無償で取得することができます。
 - ③ 再編対象会社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができます。

2. 第4回新株予約権

付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 4 当社子会社の従業員 1
新株予約権の数（個）	175（注） 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 17,500（注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	790.1（注） 2
新株予約権の行使期間	2030年7月11日～2035年7月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 790.1 資本組入額 395.05
新株予約権の行使の条件	① 権利行使時まで継続して、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、従業員、顧問、アドバイザーまたはこれに準ずる地位を有しているものとする。ただし、退任又は退職後の権利行使につき当社の取締役会が認めた場合は、この限りでない。 ② 権利行使期間中にチーム責任者（プレイングマネージャー、ラインマネージャー、チームリーダーまたはこれに準ずる地位）、執行役員、取締役の職責から離れた場合、本新株予約権の行使は認めない。 ③ 新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ④ 当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、割当新株予約権を行使することはできないものとする。 ⑤ これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注） 3

（注） 1～3. 上記「1. 第3回新株予約権」の（注） 1～3に記載のとおりであります。

⑤ 【連結附属明細表】（2024年12月31日現在）

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,174,435	1,749,108
売掛金	119,388	215,084
前払費用	12,878	17,921
その他	17,842	475
流動資産合計	1,324,545	1,982,589
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	25,874	30,227
工具、器具及び備品（純額）	1,044	937
有形固定資産合計	26,918	31,165
無形固定資産		
ソフトウェア	234,166	177,966
無形固定資産合計	234,166	177,966
投資その他の資産		
投資有価証券	21,131	2,000
関係会社株式	20,000	10,000
差入保証金	74,300	102,226
繰延税金資産	14,544	29,924
その他	1	—
投資その他の資産合計	129,978	144,150
固定資産合計	391,063	353,282
資産合計	1,715,609	2,335,872

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	42,064	55,712
未払費用	235,928	143,715
未払法人税等	62,715	209,816
前受金	5,997	—
預り金	33,040	44,584
その他	34,167	67,355
流動負債合計	413,912	521,184
負債合計	413,912	521,184
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,500	20,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,281,196	1,794,187
利益剰余金合計	1,281,196	1,794,187
株主資本合計	1,301,696	1,814,687
純資産合計	1,301,696	1,814,687
負債純資産合計	1,715,609	2,335,872

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
売上高	2,323,483	2,274,728
売上原価	89,047	65,706
売上総利益	2,234,435	2,209,022
販売費及び一般管理費	※1 1,698,958	※1 1,440,850
営業利益	535,477	768,171
営業外収益		
受取利息	9	116
投資事業組合運用益	—	1,970
受取ロイヤリティー	95	412
業務受託料	—	※2 249
その他	—	35
営業外収益合計	104	2,784
営業外費用		
投資事業組合運用損	21,780	—
関係会社清算損	—	400
その他	395	—
営業外費用合計	22,175	400
経常利益	513,406	770,555
特別利益		
固定資産売却益	※3 1,493	—
特別利益合計	1,493	—
税引前当期純利益	514,900	770,555
法人税、住民税及び事業税	127,561	272,943
法人税等調整額	49,752	△15,379
法人税等合計	177,313	257,563
当期純利益	337,586	512,991

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)		当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
経費	※	89,047	100.0	65,706	100.0
当期売上原価		89,047		65,706	

(注) ※ 主な内容は、スカウトサイト運営企業等の外部媒体に対するデータベース利用料であります。

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	
		その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
		繰越利益 剰余金			
当期首残高	20,500	943,609	943,609	964,109	964,109
当期変動額					
当期純利益		337,586	337,586	337,586	337,586
当期変動額合計	—	337,586	337,586	337,586	337,586
当期末残高	20,500	1,281,196	1,281,196	1,301,696	1,301,696

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	
		その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
		繰越利益 剰余金			
当期首残高	20,500	1,281,196	1,281,196	1,301,696	1,301,696
当期変動額					
当期純利益		512,991	512,991	512,991	512,991
当期変動額合計	—	512,991	512,991	512,991	512,991
当期末残高	20,500	1,794,187	1,794,187	1,814,687	1,814,687

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～15年
----	-------

工具、器具及び備品	5～10年
-----------	-------

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア(自社利用分)	5年
---------------	----

3. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

① 自社データベースの活用により生じる収益

自社データベースに登録した求職者を、顧客である求人企業に対して紹介を行っており、求職者が求人企業に入社した時点で当社の履行義務を充足すると判断し、顧客との契約に基づく取引価格を当該時点で収益として認識しております。なお、顧客との契約において、顧客へ紹介した求職者が入社後一定期間内に自己都合退職等により離職した場合に、顧客から受領した対価の一定割合の額を返金する旨が定められているため、過去一定期間における返金実績率を基に将来返金が見込まれる額を算定し、当該額については収益を認識せず、これに対応する額を返金負債(貸借対照表上は流動負債の「その他」に含めております)として計上しております。

② 外部媒体の利用により生じる収益

スカウトサイト運営企業等の外部媒体から紹介を受けた求職者を、顧客である求人企業に対して紹介を行っており、求職者が求人企業に入社した時点で当社の履行義務を充足すると判断し、顧客との契約に基づく取引価格を当該時点で収益として認識しております。なお、顧客との契約において、顧客へ紹介した求職者が入社後一定期間内に自己都合退職等により離職した場合に、顧客から受領した対価の一定割合の額を返金する旨が定められているため、過去一定期間における返金実績率を基に将来返金が見込まれる額を算定し、当該額については収益を認識せず、これに対応する額を返金負債(貸借対照表上は流動負債の「その他」に含めております)として計上しております。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 5～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 5年

3. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 自社データベースの活用により生じる収益

自社データベースに登録した求職者を、顧客である求人企業に対して紹介を行っており、求職者が求人企業に入社した時点で当社の履行義務を充足すると判断し、顧客との契約に基づく取引価格を当該時点で収益として認識しております。なお、顧客との契約において、顧客へ紹介した求職者が入社後一定期間内に自己都合退職等により離職した場合に、顧客から受領した対価の一定割合の額を返金する旨が定められているため、過去一定期間における返金実績率を基に将来返金が見込まれる額を算定し、当該額については収益を認識せず、これに対応する額を返金負債（貸借対照表上は流動負債の「その他」に含めております）として計上しております。

② 外部媒体の利用により生じる収益

スカウトサイト運営企業等の外部媒体から紹介を受けた求職者を、顧客である求人企業に対して紹介を行っており、求職者が求人企業に入社した時点で当社の履行義務を充足すると判断し、顧客との契約に基づく取引価格を当該時点で収益として認識しております。なお、顧客との契約において、顧客へ紹介した求職者が入社後一定期間内に自己都合退職等により離職した場合に、顧客から受領した対価の一定割合の額を返金する旨が定められているため、過去一定期間における返金実績率を基に将来返金が見込まれる額を算定し、当該額については収益を認識せず、これに対応する額を返金負債（貸借対照表上は流動負債の「その他」に含めております）として計上しております。

（重要な会計上の見積り）

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

当事業年度の財務諸表を作成するに当たり行った会計上の見積りのうち、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があると識別したものはありません。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

当事業年度の財務諸表を作成するに当たり行った会計上の見積りのうち、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があると識別したものはありません。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。なお、財務諸表に与える影響はありません。

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
役員報酬	473,803千円	143,157千円
給料及び手当	269,652 "	459,823 "
賞与	387,395 "	214,949 "
外注費	251,349 "	215,900 "
減価償却費	50,670 "	59,703 "
おおよその割合		
販売費	59.3%	69.8%
一般管理費	40.7 "	30.2 "

※2 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
業務受託料	一千円	249千円

※3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
機械装置及び運搬具	1,493千円	一千円

(有価証券関係)

前事業年度(2023年12月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額は関係会社株式20,000千円)は、市場価格のない株式等のため、時価を記載しておりません。

当事業年度(2024年12月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額は関係会社株式10,000千円)は、市場価格のない株式等のため、時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払社会保険料	2,066千円
未払事業税	4,717 "
返金負債	1,484 "
未払費用	4,527 "
差入保証金償却	1,799 "
繰延税金資産小計	14,594千円
評価性引当額	－ "
繰延税金資産合計	14,594千円
繰延税金負債	
その他	△50千円
繰延税金負債合計	△50千円
繰延税金資産純額	14,544千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。

3. 決算日後における法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が、2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より防衛特別法人税が課されることとなりました。

これに伴い、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率が、従来の34.6%から35.4%へ変更されます。

なお、変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合の影響は軽微であります。

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払社会保険料	1,966千円
未払事業税	19,873 "
未払事業所税	178 "
返金負債	1,355 "
未払費用	3,146 "
差入保証金償却	3,440 "
繰延税金資産小計	29,960千円
評価性引当額	－ "
繰延税金資産合計	29,960千円
繰延税金負債	
その他	△36千円
繰延税金負債合計	△36千円
繰延税金資産純額	29,924千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。

3. 決算日後における法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が、2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より防衛特別法人税が課されることとなりました。

これに伴い、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率が、従来の34.6%から35.4%へ変更されます。

なお、変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合の影響は軽微であります。

（収益認識関係）

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（重要な会計方針）3. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（重要な会計方針）3. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（重要な後発事象）

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（発行可能株式総数の変更及び単元株制度の採用に伴う定款の一部変更）

連結財務諸表「注記事項（重要な後発事象）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更）

連結財務諸表「注記事項（重要な後発事象）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（ストック・オプション（新株予約権）の発行）

連結財務諸表「注記事項（重要な後発事象）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

④ 【附属明細表】（2024年12月31日現在）

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	30,103	7,388	—	37,491	7,264	3,034	30,227
工具、器具及び備品	3,667	361	—	4,028	3,091	468	937
有形固定資産計	33,770	7,750	—	41,520	10,355	3,503	31,165
無形固定資産							
ソフトウェア	281,000	—	—	281,000	103,033	56,200	177,966
無形固定資産計	281,000	—	—	281,000	103,033	56,200	177,966

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】（2024年12月31日現在）

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後3か月以内
基準日	12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店（注）1
買取手数料	無料（注）2
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.movin.co.jp/
株主に対する特典	なし

- （注）1．当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
- 2．単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
- 3．当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。
- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2025年 6月25日	株式会社リオ ディオス 代表取締役 神川 貴実彦	東京都渋谷区 神宮前 6 丁目 23 番 4 号 桑野ビル 2 階	特別利害関係者等（大株主上位10名、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社）	神川 貴実彦	東京都港区	特別利害関係者等（当社代表取締役社長、大株主上位10名）	350,000	276,535,840 (790.1024) (注) 4	資本政策の一環として資産管理会社から譲渡

- (注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所グロース市場への上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第266条の規定に基づき、特別利害関係者等（従業員持株会を除く。以下1において同じ）が、基準事業年度（「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下同じ。）の末日から起算して2年前の日（2023年1月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載するものとしてされております。
2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとしてされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者…役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格算定方式は次のとおりです。
DCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）及び純資産価額方の折衷法により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
5. 2025年6月24日開催の取締役会決議により、2025年6月24日付で普通株式1株につき35,000株の株式分割を行っており、上記「移動株数」及び「価格（単価）」は、当該株式分割後の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
発行年月日	2023年8月9日	2025年7月10日	2025年7月10日
種類	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)	第4回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 35,000株	普通株式 17,500株	普通株式 17,500株
発行価格	1株につき655円 (注) 3	1株につき790.1円 (注) 3	1株につき790.1円 (注) 3
資本組入額	327.5円	395.05円	395.05円
発行価額の総額	22,925,000円	13,826,750円	13,826,750円
資本組入額の総額	11,462,500円	6,913,375円	6,913,375円
発行方法	2023年8月9日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	2025年7月10日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	2025年7月10日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注) 2	(注) 2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 当社が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (3) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2024年12月31日であります。
2. 同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
3. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)及び純資産価額法の折衷法により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
行使時の払込金額	1株につき655円	1株につき790.1円	1株につき790.1円
行使期間	2025年8月9日から 2033年8月8日まで	2027年7月11日から 2035年7月10日まで	2030年7月11日から 2035年7月10日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 (2) 新株 予約権等の状況 ①ストック・オプション制度の内容」に記載しております。	同左	同左
新株予約権の譲渡に関する 事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左	同左

5. 2025年6月24日開催の取締役会決議により、2025年6月24日付で普通株式1株につき35,000株の株式分割を行っており、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割後の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2 【取得者の概況】

新株予約権①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格（単価） (円)	取得者と提出 会社との関係
西田 和雅	—	会社役員	35,000	22,925,000 (655)	特別利害関係者等 (当社の取締役)

(注) 2025年6月24日開催の取締役会決議により、2025年6月24日付で普通株式1株につき35,000株の株式分割を行っており、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は、当該株式分割後の「割当株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

新株予約権②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格（単価） (円)	取得者と提出 会社との関係
当社従業員1名	—	会社員	17,500	13,826,750 (790.1)	当社従業員

新株予約権③

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格（単価） (円)	取得者と提出 会社との関係
当社従業員4名 当社子会社従業員1名	—	会社員	17,500	13,826,750 (790.1)	当社従業員 当社子会社従業員

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合 (%)
神川 貴実彦 ※1, 2	東京都港区	2,800,000	34.33
株式会社リオディオス ※1, 4	東京都渋谷区神宮前6丁目23番4号 桑野ビル2階	2,450,000	30.04
神川 宏子 ※1, 5	神奈川県鎌倉市	1,400,000	17.17
神川 志悠 ※1, 6	神奈川県鎌倉市	700,000	8.58
神川 芽伊 ※1, 6	Luzern, Switzerland	700,000	8.58
西田 和雅 ※3	—	70,000 (70,000)	0.86 (0.86)
— ※7	—	17,500 (17,500)	0.21 (0.21)
— ※7	—	3,500 (3,500)	0.04 (0.04)
— ※7	—	3,500 (3,500)	0.04 (0.04)
— ※7	—	3,500 (3,500)	0.04 (0.04)
— ※7	—	3,500 (3,500)	0.04 (0.04)
— ※7	—	3,500 (3,500)	0.04 (0.04)
計	—	8,155,000 (105,000)	100.00 (1.29)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- 1 特別利害関係者等（大株主上位10名） 2 特別利害関係者等（当社代表取締役社長） 3 特別利害関係者等（当社取締役） 4 特別利害関係者等（役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社） 5 特別利害関係者等（当社代表取締役社長の配偶者） 6 特別利害関係者等（当社代表取締役社長の二親等内の血族） 7 当社または当社子会社の従業員
2. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
3. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2025年8月28日

株式会社ムービン・ストラテジック・キャリア
取締役会 御中

監査法人東海会計社
愛知県名古屋市

代表社員
業務執行社員

公認会計士 後藤 久貴

代表社員
業務執行社員

公認会計士 片井 悠太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ムービン・ストラテジック・キャリアの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ムービン・ストラテジック・キャリア及び連結子会社の2023年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年 8 月 28 日

株式会社ムービン・ストラテジック・キャリア
取締役会 御中

監査法人東海会計社
愛知県名古屋市

代表社員
業務執行社員

公認会計士 後藤 久貴

代表社員
業務執行社員

公認会計士 片井 悠太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ムービン・ストラテジック・キャリアの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ムービン・ストラテジック・キャリア及び連結子会社の2024年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年 8 月28日

株式会社ムービン・ストラテジック・キャリア
取締役会 御中

監査法人東海会計社
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 後藤 久貴
業務執行社員

代表社員 公認会計士 片井 悠太
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ムービン・ストラテジック・キャリアの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ムービン・ストラテジック・キャリア及び連結子会社の2025年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年8月28日

株式会社ムービン・ストラテジック・キャリア
取締役会 御中

監査法人東海会計社
愛知県名古屋市中

代表社員
業務執行社員

公認会計士 後藤 久貴

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 片井 悠太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ムービン・ストラテジック・キャリアの2023年1月1日から2023年12月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ムービン・ストラテジック・キャリアの2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年8月28日

株式会社ムービン・ストラテジック・キャリア
取締役会 御中

監査法人東海会計社
愛知県名古屋市中

代表社員
業務執行社員

公認会計士 後藤 久貴

代表社員
業務執行社員

公認会計士 片井 悠太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ムービン・ストラテジック・キャリアの2024年1月1日から2024年12月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ムービン・ストラテジック・キャリアの2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

